

第3次兵庫県環境基本計画

平成20年11月

兵庫県環境審議会

(注) 下線は、パブリック・コメントでの意見に基づく修正箇所です。

目 次

第1部 計画の基本的事項	1
第1章 計画策定の趣旨	1
第2章 計画策定の目的	1
第3章 計画の性格	1
第4章 計画の期間	2
第2部 環境の現状と課題	4
第1章 環境をめぐる情勢の変化	4
第1節 産業公害の発生	4
第2節 都市・生活型公害の顕在化	4
第3節 深刻化する地球環境問題の諸側面	5
1 地球温暖化の危機	5
2 資源の浪費による危機	6
3 生物多様性の危機	7
第4節 環境上の「負の遺産」の残存	7
第2章 県の環境行政をめぐる「現状」と「課題」	8
第1節 地球温暖化	8
第2節 循環型社会	10
第3節 生物多様性	13
第4節 地域環境負荷	16
第5節 環境の担い手づくりと地域づくり	19
第3部 環境施策の基本理念	22
1 基本目標	22
2 施策を進めるための基本的な視点と施策の考え方	25
第4部 環境施策の展開方向	28
第1章 地球温暖化の防止	28
1 温室効果ガス削減と経済発展を同時に達成する低炭素社会の実現	28
2 太陽光、風力、バイオマス等のグリーンエネルギーの大幅導入	30
3 環境に配慮した持続可能なまちづくりの推進	32
4 地球温暖化防止につながるライフスタイルの確立	33
5 施策推進に向けた各主体の取組方向	34
第2章 循環型社会の構築	36
1 廃棄物の一層の排出抑制と廃棄物の資源化・再利用による物質循環の確保	36
2 廃棄物の適正処理の推進	40
3 施策推進に向けた各主体の取組方向	41

第3章	生物多様性の保全	42
1	生物多様性保全のための基本方針の策定	42
2	野生動植物の保全と共生	42
3	県民総参加による森づくりの推進	44
4	里地・里山・里海等の自然再生の推進	45
5	外来生物対策の推進	46
6	自然とのふれあいの推進	47
7	施策推進に向けた各主体の取組方向	48
第4章	地域環境負荷の低減	50
1	地域的な環境問題の解決	50
2	環境影響を未然に防止する取組	50
3	有害化学物質対策	51
4	施策推進に向けた各主体の取組方向	52
第5章	環境保全・創造のための地域システム確立	53
1	環境の担い手づくり	53
(1)	連携・役割分担による環境学習・教育の推進	53
(2)	ライフステージに応じた環境学習・教育の推進	54
(3)	環境学習・教育をリードする人材の確保・育成	55
2	地域資源の活用とネットワーク化	55
(1)	地域資源を活かした環境保全・創造の地域づくり	55
(2)	地域コミュニティ活性化による環境の組織・ネットワークづくり	56
(3)	環境を通じた地域間交流の活性化	57
(4)	専門機関や専門家との交流連携・発信	58
(5)	国際環境協力の推進	59
3	環境と経済の好循環に向けた取組	59
(1)	企業のCSR活動の促進	59
(2)	環境ビジネスの活性化	60
(3)	環境技術開発の拠点づくり	62
4	防災・減災の視点も含めた環境対策の推進	62
5	環境情報の充実・発信	63
(1)	県民・事業者・行政による環境情報の共有化	63
(2)	日本の縮図・兵庫からの環境情報の発信	63
6	施策推進に向けた各主体の取組方向	64
第5部	計画の効果的実施	66
1	計画の進捗状況の点検・評価方法	66
2	計画の推進方法	67
(1)	環境基本計画と個別計画の考え方	67
(2)	計画の進行管理の流れ	71
参考資料	用語解説	72

第1部 計画の基本的事項

第1章 計画策定の趣旨

平成14年(2002年)5月に策定された「新兵庫県環境基本計画」では、環境をめぐる情勢として、産業公害問題が改善に向かい、生活排水や自動車排出ガス等の都市・生活型公害が浮上してきたと捉え、地域環境への負荷の低減に重点を置いていた。その後、生活排水対策や自動車公害対策が進み、都市・生活型公害については改善が見られるなど一定の成果が得られた。

一方、地球温暖化については、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次評価報告書が平成19年(2007年)に発表され、地球温暖化は疑う余地がなく、その原因は人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が高いと指摘された。地球温暖化は、異常気象の頻発、生態系への影響、感染症の増加等の悪影響を及ぼすことが指摘されており、その影響は現在よりも将来世代に深刻な悪影響を及ぼすものである。

産業公害問題から都市・生活型公害、さらに地球環境問題へと環境問題の変遷に伴い、その影響の規模が広がるとともに、将来世代へも影響が及ぶものへと変化してきた。このため、予防的な取組方法の考え方に基づく対策を講じ、環境の恵沢を現在世代のみならず将来世代へと継承していくことを明確に打ち出す必要がある。

さらに、本年5月に神戸で開催された環境大臣会合や関連事業等を契機として、地球温暖化等の環境問題に対する県民意識の醸成が一層図られることが期待される。

こうした環境行政をめぐる状況を踏まえ、この度「新兵庫県環境基本計画」を改定し、「第3次兵庫県環境基本計画」を策定する。

第2章 計画策定の目的

本計画策定の目的は、次のとおりである。

- ・健全で恵み豊かな環境の保全と、ゆとりと潤いのある美しい環境の創造に関する県の各種施策を、より一層有機的な連携のもとに総合的かつ計画的に推進する。
- ・県民、事業者、行政などの各主体が、目標を共有し、それぞれの役割分担と応分の負担のもとに「参画と協働」を推進し、自発的かつ積極的に環境の保全と創造に取り組むよう方向づける。

第3章 計画の性格

本計画の性格は、次のとおりである。

- ・環境の保全と創造に関する条例第6条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める基本的な計画
- ・「21世紀兵庫長期ビジョン」に示されている「環境優先社会」の具体化を図る基本計画であり、教育、産業、社会基盤整備などの各分野における環境の保全と創造

に関する取組と整合を図るための基本となる計画

- ・市町の環境に関わる計画の策定や施策の実施において、尊重されるべき基本指針であり、県民の生活や事業者の事業活動、あるいは民間団体の活動に際し、環境の保全と創造に関して尊重されるべき基本指針

第4章 計画の期間

- ・本計画の期間は、平成42年(2030年)頃を展望しつつ、概ね10年間(平成29年度(2017年度)まで)とし、社会経済情勢や環境問題の変化などに適切に対応するため、原則として5年毎に見直しを行うこととする。

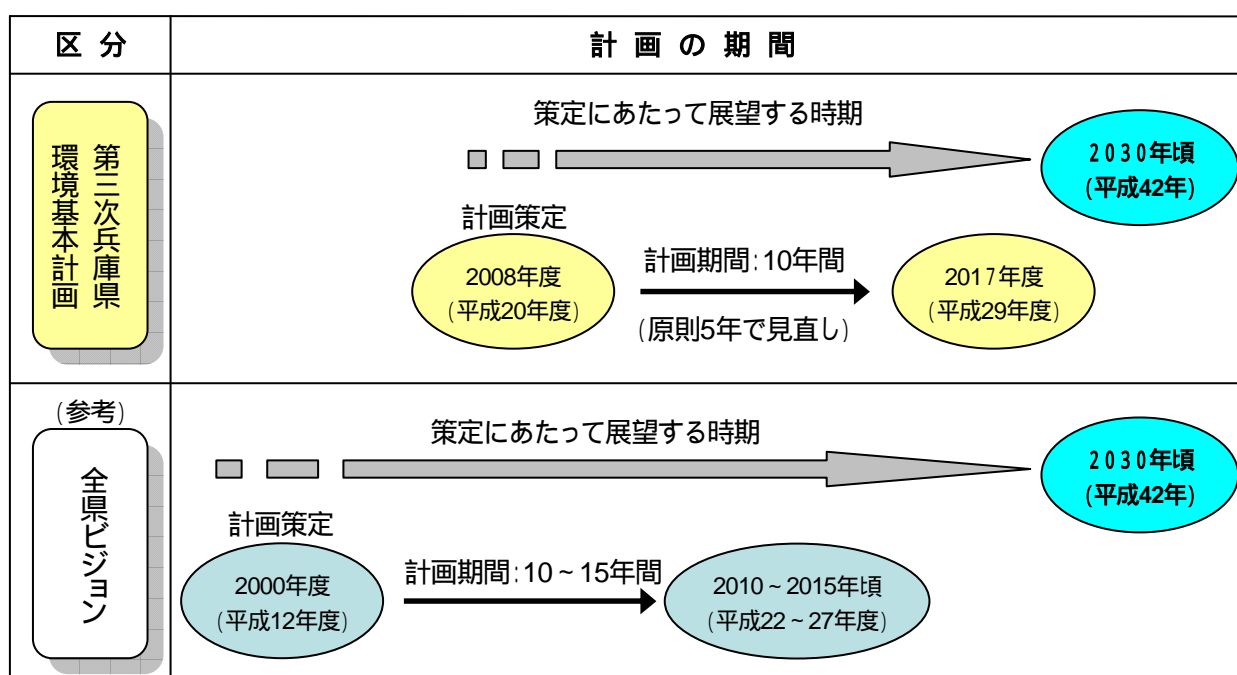


図1-1 計画の期間

第3次兵庫県環境基本計画の構成

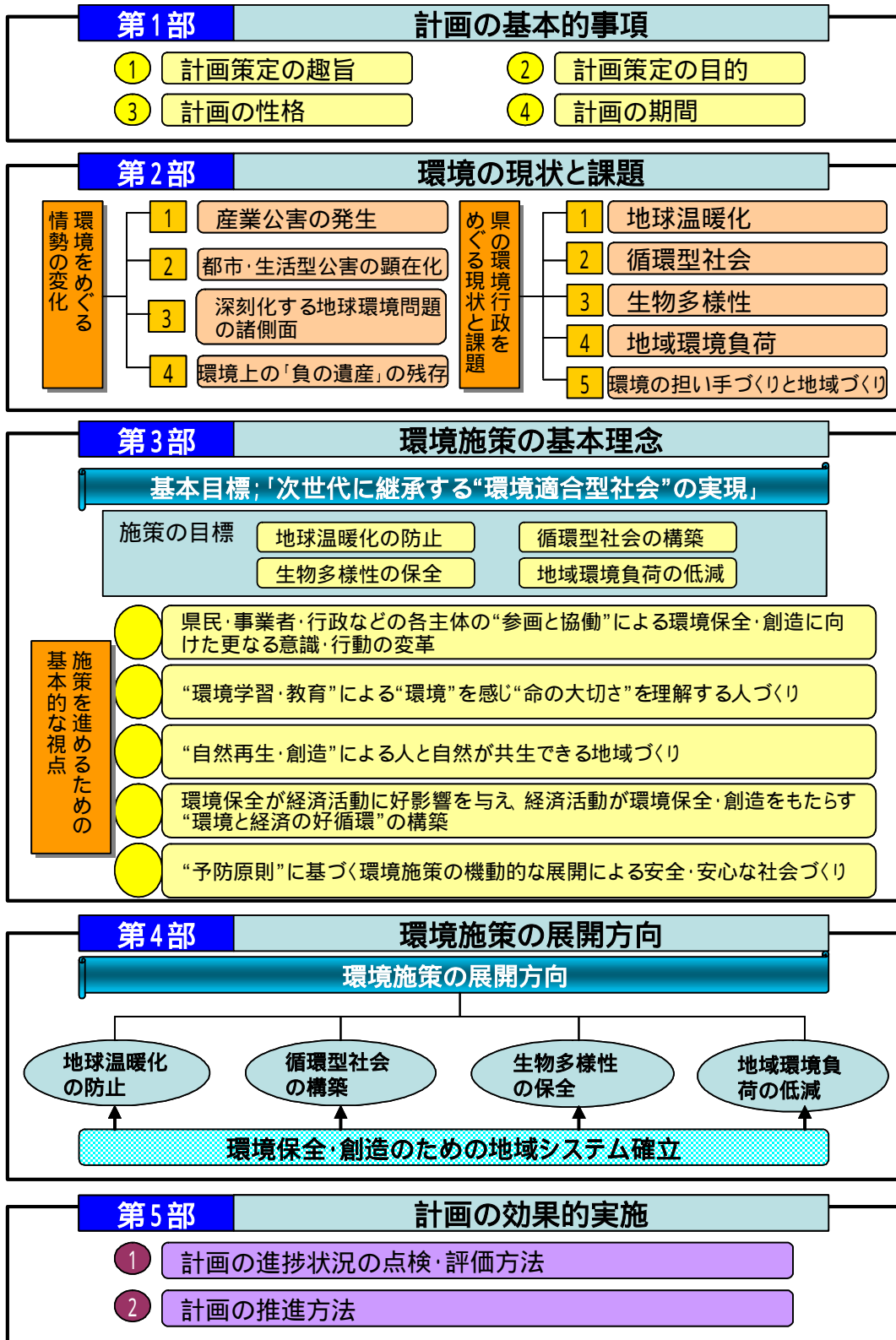


図1-2 兵庫県環境基本計画の構成

第2部 環境の現状と課題

第1章 環境をめぐる情勢の変化

第1節 産業公害の発生

我が国では、昭和30年代から40年代にかけての高度経済成長に伴い、大気や水質の汚染等による深刻な公害問題が発生し、国民に多くの健康被害をもたらすなど大きな社会問題となった。本県においても、阪神や播磨の瀬戸内海沿岸部の工業地帯を中心とした産業活動に伴う大気・水質等の生活環境の汚染や、開発に伴う自然環境の破壊といった公害問題が生じた。

これらの公害問題に対し、総合的な対策を実施するための早急な法整備が求められる中、本県においては、国に先んじて「公害防止条例」(昭和40年(1965年))や「自然環境保全条例」(昭和46年(1971年))を制定し、問題解決に取り組んできた。

国における「公害対策基本法」(昭和42年(1967年))や「自然環境保全法」(昭和47年(1972年))の制定後は、これらの法と条例の体系のもと、国や県・市町、県民、事業者が、独自にあるいは協力して、環境問題の解決に取り組み、各分野でのよりきめ細やかな規制等の対策を推進してきた。その中で「兵庫県地域環境計画」(昭和52年(1977年))を策定し、環境容量という考えを取り込み、県土の環境管理などに取り組んできた。

さらに、「全県全土公園化の推進に関する条例」(昭和60年(1985年))を制定するとともに、「地域環境計画(ひょうご快適環境プラン)」(平成2年(1990年))を策定し、快適な環境を創造するための政策を積極的に推進してきた。



高度経済成長期の尼崎臨海部



瀬戸内海の赤潮

第2節 都市・生活型公害の顕在化

しかしながら、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式が定着するとともに、人口や社会経済活動の都市への集中が進んだことにより、従来の産業型公害に加え、新たに自動車公害、生活排水による都市河川の水質汚濁、廃棄物の増大等の都市・生活型公害が問題となってきた。

このような時代の変化を踏まえ、本県では、従来の「公害防止条例」や「自然環境

保全条例」等を発展的に統合し、新たに「環境の保全と創造に関する条例」(平成7年(1995年))(以下「条例」という。)を制定した。

そして、この条例の趣旨にのっとり環境政策を推進するため、「兵庫県環境基本計画」(平成8年(1996年)・平成14年(2002年)改定)を策定し、環境適合型社会の形成を目指し、社会の構成員すべての参画と協働を基調として、健全で恵み豊かな環境を保全し、ゆとりと潤いのある美しい環境を創造するための本県の環境特性を踏まえた施策を総合的かつ計画的に推進してきた。



国道43号



ひょうごグリーンネットワークによる植樹

第3節 深刻化する地球環境問題の諸側面

これまで講じてきた施策の結果、地域における大気汚染・水質汚濁ともに長期的には大幅に改善され、近年は低濃度で推移するなど、一定の成果を達成してきた。

他方、次のような地球規模での環境問題が深刻化しつつある。

1 地球温暖化の危機

「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第4次評価報告書」(平成19年(2007年))によると、地球の温暖化には疑う余地がなく、その原因は、人為起源の温室効果ガスの増加による可能性が極めて高いことがほぼ断定されている。現在の世界の排出量は自然界の吸収量の2倍を超えており、今世紀末の地球全体の平均気温は、1980～1999年と比較して、環境保全と経済発展が地球規模で両立する社会では約1.8度上昇すると予測されている。一方、化石エネルギー源を重視する社会では約4.0度上昇すると予測されている。この結果、異常気象の頻発や気候システムの急激な転換にとどまらず、生態系への影響、水不足の一層の悪化、農業への打撃、感染症の増加、災害の激化など、社会経済活動に様々な悪影響が複合的に生じる可能性が指摘されている。

他方、既存技術や今後数十年で実用化される技術によって温室効果ガス濃度の安定化は可能であり、今後20～30年間の緩和努力とそれに向けた投資が大きな鍵とされている。

本県における平成 16 年度のCO₂総排出量は全国の 5.4%を占め、県民一人あたりのCO₂排出量は全国平均値を上回っており、特に民生部門については排出量が大きく増加しているため、国際レベルや国レベルでの温暖化対策と歩調を合わせ、「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」(平成 18 年(2006 年)改訂)の確実な達成を図るとともに、それに続くさらなる温暖化対策を検討する一方で、避けられない影響への適応策についても検討していく必要がある。

2 資源の浪費による危機

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済構造は、我々に大きな恩恵をもたらしてきた一方で、膨大な量の廃棄物の発生に伴う最終処分場(埋立場)の残余容量の逼迫、不適正な処理による環境負荷の増大、化石資源を中心とした天然資源の枯渇への懸念や地球温暖化問題等、様々な局面において深刻な地球規模の環境問題を生じさせている。今後も現状の社会経済活動を継続すれば、いずれ地球環境の容量や資源の制約に突き当たることになり、社会経済の持続可能な発展に支障を来すおそれがあるため、これからは廃棄物等の発生抑制、資源の循環的利用の促進等により、天然資源の消費を抑制し、環境負荷を可能な限り低減する循環型社会に転換していく必要がある。

このため、国においては、「循環型社会形成推進基本法」(平成 12 年(2000 年))や各種リサイクル法の制定、「循環型社会形成推進基本計画」(平成 15 年(2003 年))の策定等により、Reduce(リデュース:ごみの発生を抑制する)、Reuse(リユース:何度も繰り返し使う)、Recycle(リサイクル:再生して利用する)の3Rを通じた持続可能な循環型社会の構築に向けた施策を展開しているところである。

本県の一般廃棄物の1人1日当たりの排出量は全国平均を上回っているとともにリサイクル率は全国平均を下回っており、本県においても、「兵庫県廃棄物処理計画」(平成 19 年(2007 年)改定)の確実な達成を図るとともに、廃棄物の一層の排出抑制、廃棄物の資源化・再生利用による物質循環の確保、さらにはゼロ・エミッション社会の実現をめざしていく必要がある。



不法投棄の状況



大阪湾フェニックス計画

3 生物多様性の危機

多様な生物によって構成される自然生態系は、人間に様々な恵みをもたらすとともに全ての生物の生存基盤となっているが、様々な人間活動の影響によって、次のような生物多様性の3つの危機が進行している。

第1の危機：人間活動ないし開発が直接的にもたらす種の減少、絶滅、生態系の破壊、分断、劣化を通じた生息・生育空間の縮小、消失

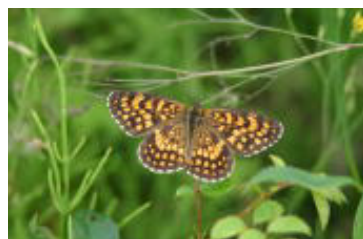
第2の危機：社会経済の変化に伴い、自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる里地里山などの環境の質の変化

第3の危機：外来種など人為的に持ち込まれたものによる生態系の攪乱

さらに近年、地球温暖化の進行が、種の絶滅や脆弱な生態系の攪乱など、生物多様性に対してさらに深刻な影響を及ぼすことが危惧されている。

このため、国では、「第3次生物多様性国家戦略」(平成19年(2007年))を策定し、生物多様性から見た国土の望ましい姿のイメージを、過去100年間に破壊してきた国土の生態系を100年かけて回復する「100年計画」として提示し、自然と共生する国づくりを進めようとしている。

本県においても、開発や乱獲、里地・里山の放置、特定外来生物に係る生態系への被害の増加などに伴う自然生態系の質の劣化により生物多様性の危機が進行しつつあり、「改訂・兵庫の貴重な自然(兵庫県版レッドデータブック2003)」(平成15年(2003年))では、県内において絶滅の危機にひんしている種(Aランク)として動物118種、植物285種等を選定している。このため、生物多様性確保の観点から自然環境の保全・再生に向けた総合的な取組を推進していく必要がある。



ウスイロヒョウモンモドキ
(絶滅危惧 類：国レッドデータブック)
(Aランク：県レッドデータブック)



アライグマ
(外来生物法に基づく特定外来生物)

第4節 環境上の「負の遺産」の残存

国及び地方自治体によって講じられてきた様々な環境保全対策や民間の環境保全技術の飛躍的な進歩により、我が国の環境問題は長期的には大幅に改善されてきた。

しかし、環境問題の中には、難分解性の有害化学物質による土壌・地下水の汚染や人・野生生物への蓄積の問題が依然として存在している。また、これまでに不法投棄された廃棄物の処理やアスベスト・PCB等の難分解性有害化学物質の処理の問題も

残されている。これらの問題のように、既に法規制や技術革新等による対策が講じられているものの、過去の蓄積により今後も悪影響が及ぼされるおそれのある環境上の「負の遺産」が依然として残されており、適切な処理を行わなければ、将来世代に不可逆的あるいは長期にわたる影響が残されるおそれがある。

そのため、本県においても、国や専門機関等と連携し、速やかな状況の把握、原因となる環境負荷のさらなる排出抑制、難分解性有害化学物質の管理や処理を進めるなど、引き続き十分な対策を講じていく必要がある。

第2章 県の環境行政をめぐる「現状」と「課題」

第1節 地球温暖化

1 現状

- ・「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」(平成18年(2006年)7月改訂)に基づき、目標の達成を図ることとしている。

目標年度：平成22年度(2010年度)

目 標：温室効果ガス排出量を平成2年度(1990年度)に比べて6%削減
(京都メカニズム分1.6%及び森林吸収分3.8%を含む)

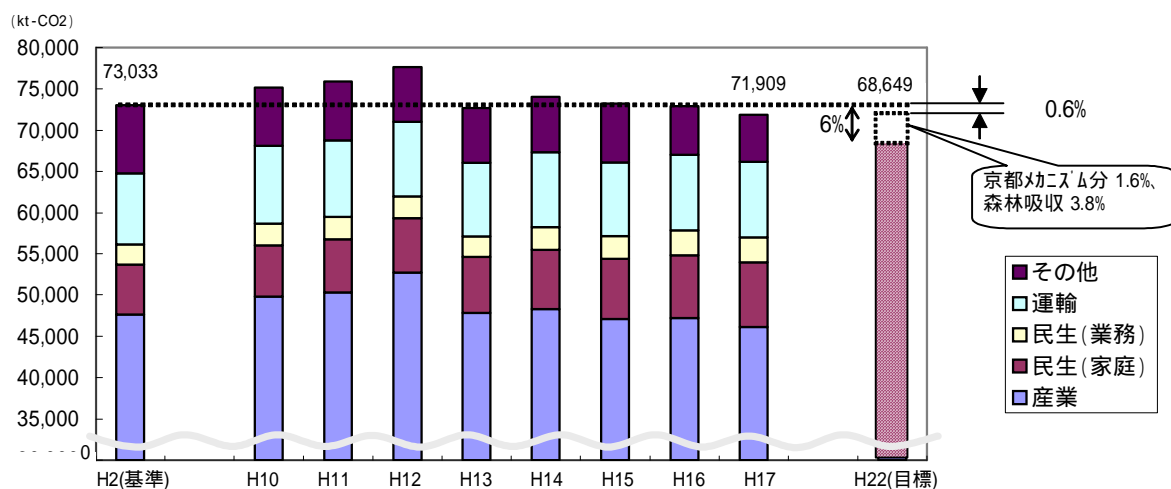


図2-1 温室効果ガス排出量の推移

表 2 - 1 平成 17 年度の兵庫県の温室効果ガス排出量

(単位：千 t-CO₂)

部 門	H2 年度(1990) 基準年度	H16 年度(2004) 実績値 (1)	H17 年度(2005)	
			排出量 (1) ()は構成比(%)	基準年度か らの増減 (%) (A)
産 業	47,670	47,192	46,122 (64.1)	3.2
民生(業務)	2,490	3,033	3,055 (4.2)	22.7
民生(家庭)	5,991	7,620	7,835 (10.9)	30.8
運 輸	8,613	9,203	9,177 (12.8)	6.5
その他 2	8,269	5,879	5,720 (8.0)	30.8
総排出量	73,033	72,927	71,909 (100.0)	1.5
基準年度からの増減(%)	-	0.1	1.5	-

- 1 原発の事故等による影響を考慮した場合、基準年度比で 16 年度 4.9%増加、17 年度 3.8%増加となる。
- 2 エネルギー転換及び廃棄物部門の CO₂ 並びにそれ以外のガス(メタン、一酸化炭素、フロン等 3 ガス)

- ・本県の平成 17 年度(2005 年度)の温室効果ガス総排出量は、基準年度(平成 2 年度(1990 年度))に比べて 1.5%減少している。
- ・目標達成をより確実にするため、目標年度(平成 22 年度(2010 年度))に向け、平成 19 年度(2007 年度)から 3 年間「止めよう温暖化! ~ひょうごから あなたから~」をキャッチフレーズに、県民・事業者・行政が一体となって一大キャンペーンを展開している。
- ・以下のとおり、部門別の対策を推進している。

産 業 部 門：・条例対象事業所¹に対する温室効果ガス排出抑制計画の策定の義務付けと大規模事業所²への削減目標強化の指導
・条例対象規模未満の中小事業所³に対し、要綱による排出抑制計画の策定を指導 等

民生業務部門：・条例対象事業所¹に対する温室効果ガス排出抑制計画の策定の義務付けと大規模事業所²への削減目標強化の指導
・条例対象規模未満の中小事業所³に対し、要綱による排出抑制の計画策定を指導
・コンビニエンスストア等複数店舗を有する事業者⁴に対し、要綱による排出抑制計画の策定を指導 等

- *1 燃料・熱・電気の使用量の合計が原油換算で 1,500k_l/年以上の事業所
*2 燃料・熱・電気の使用量の合計が原油換算で 3,000k_l/年以上の事業所
*3 大気汚染防止法の届出事業所で燃料・熱・電気の使用量の合計が 1,500k_l/年未満の事業所
*4 全ての店舗での燃料・熱・電気の使用量の合計が原油換算で 1,500k_l/年以上の事業者

- 民生家庭部門：・家電量販店等と協定を締結し、省エネ家電の普及を促進
・兵庫県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、地球温暖化防止県民行動指針に基づく普及啓発を展開 等
- 運輸部門：・融資・補助制度等により、低公害車等の導入を促進
・アイドリングストップ等のエコドライブを推進

2 課題

- ・平成 22 年度（2010 年度）までに、工場・事業所等の排出抑制をはじめ、省エネ行動や太陽光、風力、バイオ燃料等のグリーンエネルギーの導入などの取組を着実に進め、新兵庫県地球温暖化防止推進計画の削減目標の 6 %削減を達成する必要がある。
- ・現行推進計画の期間が平成 22 年度までであるため、平成 23 年度（2011 年度）以降の次期推進計画策定に向けた検討が必要である。
- ・次期推進計画の策定に当たっては、今後議論が深まるポスト京都議定書の枠組みや国の施策体系を踏まえ、温室効果ガスの中長期的な削減目標とその達成のために講ずべき施策を検討する必要がある。

第 2 節 循環型社会

1 現状

- ・一般廃棄物の 1 人 1 日当たりの排出量は、平成 16 年度（2004 年度）：1,165g で全国ワースト 5 位となっている。
- ・廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進のため、「兵庫県廃棄物処理計画」（平成 19 年（2007 年）改定）に基づき、目標の達成をめざしている。

目標年度：平成 27 年度（2015 年度）

一般廃棄物の目標：1 人 1 日当たり排出量の都道府県別全国ランクを、ベスト 16（上位 1/3）以内にする。

国の基本方針を上回る再生利用率にする。

産業廃棄物の目標：排出量を平成 15 年度（2003 年度）実績レベルに抑える。

表 2 - 2 一般廃棄物の減量化の目標値

単位：千 t /年

	基準 (平成15年度)		現状 (平成16年度)		中間目標 (平成22年度)		目標 (平成27年度)	
排出量	2,625	(100)	2,593	(99)	2,168	(83)	2,131	(81)
再生利用量 (再生利用率)	353 (13%)	(100)	369 (14%)	(105)	499 (23%)	(141)	533 (25%)	(151)
中間処理による減量	1,856	(100)	1,826	(98)	1,370	(74)	1,311	(71)
最終処分量	416	(100)	399	(96)	299	(72)	287	(69)
うち集団回収量	185	(100)	195	(105)	226	(122)	246	(133)
1人1日当たり排出量 (g/人・日)	1,183	(100)	1,165	(98)	947	(80)	923	(78)
家庭系	770	(100)	743	(96)	654	(85)	637	(83)
事業系	413	(100)	422	(102)	293	(71)	286	(69)
集団回収(参考)	90	(100)	95	(106)	110	(122)	120	(133)

注1) 後段の括弧内は基準である平成15年度に対する割合を示す。

注2) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

表 2 - 3 産業廃棄物の減量化の目標値

単位：千 t /年

	基準(現状) (平成15年度)		中間目標 (平成22年度)		目標 (平成27年度)	
排出量	25,593	(100)	25,593	(100)	25,593	(100)
再生利用量 (再生利用率)	9,820 (38%)	(100)	10,493 (41%)	(107)	10,916 (43%)	(111)
中間処理による減量	14,786	(100)	14,143	(96)	13,739	(93)
最終処分量	987	(100)	957	(97)	938	(95)

注1) 後段の括弧内は基準である平成15年度に対する割合を示す。

注2) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

- ・容器包装廃棄物の分別収集率は、平成17年度(2005年度): 23.6%で全国平均(約35%)に比べ低くなっている。
- ・容器包装リサイクルの推進のため、「第5期分別収集促進計画」(平成19年(2007年))に基づき、目標の達成をめざしている。

目標年度：平成24年度(2012年度)
 目 標：10品目分別収集する市町割合60%以上
 容器包装廃棄物分別収集率42%以上

表 2 - 4 容器包装廃棄物の分別収集の目標値

	平成17年度 (現状)	平成24年度目標 (分別収集促進計画 目標年度)	平成27年度目標 (廃棄物処理計画 目標年度)
10品目分別収集 する市町割合	12% (全国平均 約28%)	60%以上 (全国平均(予測値) 58%)	100% (サーマルサイクルを除く)
容器包装廃棄物 分別収集率	23.6% (全国平均 約35%)	42%以上 (全国平均(予測値) 42%)	50%以上 現状の2倍以上 全国平均の1割以上アップ

- ・「ひょうごレジ袋削減推進会議」を設置（平成 19 年（2007 年））し、県民・事業者・行政の参画と協働のもと、全県的にレジ袋の削減を推進している。
- ・家電リサイクルの推進のため、兵庫県電機商業組合及び兵庫県環境クリエイトセンターと協力して、購入店以外の家電小売店でも回収するシステム（兵庫方式）を構築し運用している。
- ・既存の産業基盤等を活用した広域的な資源循環体制の構築を目指す「ひょうごエコタウン構想」を策定し、平成 15 年（2003 年）に国の承認を受け、廃タイヤガス化リサイクル施設（姫路市）等のリサイクル施設が稼働している。
- ・産業廃棄物等の不適正な処理を未然に防止するため、産業廃棄物及び特定物の保管の届出制、土砂埋立て等の許可制を内容とする「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」を施行（平成 15 年（2003 年））し、さらに、不法投棄された廃棄物の約 7 割を占める解体廃棄物対策に重点を置いた条例改正（平成 19 年（2007 年））を行った。

2 課題

- ・循環型社会の実現のため、「兵庫県廃棄物処理計画」の目標達成に向け、県民・事業者への一層の意識啓発などにより、一般廃棄物のさらなる減量、資源化・再生利用の推進を図っていく必要がある。
- ・生活系ごみの減量化のため、ごみの有料化が進んでいない市町に対し、「県市町廃棄物処理協議会」（平成 19 年（2007 年）設立）等を活用し、有料化等を促進していく必要がある。
- ・容器包装廃棄物の発生抑制・分別収集を促進するため、市町の分別収集体制の整備を図るとともに、分別の徹底などについて住民に周知、協力を求めていく必要がある。
- ・リサイクル製品認定制度の創設等、リサイクル製品の開発・利用を促進する必要がある。
- ・地域の特色を活かした先導的なリサイクル施設の整備促進、新たなリサイクル事業の創出や環境ビジネスの育成支援に取り組むなど、環境技術力の強化を図っていく必要がある。
- ・不法投棄については、大規模事案は減少したものの、件数は横ばい傾向であり、内容については悪質化の傾向が見られるため、引き続き、不適正処理の未然防止と不法行為に対する厳正な対処を進める必要がある。

第3節 生物多様性

1 現状

- ・コウノトリ野生復帰、尼崎 21 世紀の森づくり、淡路夢舞台の緑化等の先進的な自然再生・創造プロジェクトを実施し、失われた自然環境や生態系の再生に努めている。
- ・他県に先駆け平成 6 年に開始した公的関与による里山林整備をはじめ、多自然の川づくりや自然環境調査、ため池の環境に配慮した整備、沿岸海域における藻場造成などの自然再生事業を計画的に推進している。
- ・地域住民やNPO等による自然環境の保全・再生に向けた実践活動など、県民の参画と協働により県内の貴重な自然生態系の保全・再生が図られている。(播磨ため池群のベッコウトンボ、氷ノ山周辺地域の湿原やススキ草原、上山高原エコミュージアムの推進)
- ・特定外来生物に係る生態系等への被害を防止するため、NPOや市町、漁協等関係団体等の協力を得て、生態系等への被害の軽減や防止を図るための対策を実施している。
- ・野生動物に関する調査研究の拠点施設として「森林動物研究センター」を整備(平成 19 年(2007 年))し、科学的・計画的な野生動物の保護管理(ワイルドライフ・マネジメント)を推進している。
- ・県内の民有林面積の 41.7%を占める人工林は、その多くが 45 年生以下の生育途上の森林であり、間伐等の保育を必要としている。また、広葉樹やアカマツ等の天然林(里山林)は、社会経済状況の変化に伴って薪や炭の生産の場としての役割を失い、人との関わりが薄れて放置されているところが多い。
- ・そのような中、北摂地域では都市部に隣接して豊かな里山が保全されており、中でも川西市黒川地区では、現在に至るまで茶道用の炭の生産に利用され続けているなど、里山の適切な保全と活用が図られている。
- ・丹波地域には、日本一標高の低い(96m)中央分水界があり、北の日本海型、山間部の内陸型、南の瀬戸内海型の 3 つの気候区を結ぶ地形上の回廊(氷上回廊)が存在し、日本海側と瀬戸内海側との生物相の交流がみられるなど、東西南北の動植物の交流の場となっている。
- ・瀬戸内海の生物多様性と生物生産性を回復し、豊かで美しい「里海」として再生するため、瀬戸内海関係府県市(13 府県、6 政令指定都市、13 中核市)で構成する瀬戸内海環境保全知事・市長会議と連携して、「瀬戸内海再生大署名活動」を実施するとともに、「瀬戸内海再生方策」(平成 19 年(2007 年))をとりまとめ、新たな法整備を目指して国に働きかけを行っている。さらに、海域の改善技術の活用により瀬戸内海の保全・再生の推進を図っている。

2 課題

- ・生物多様性確保の観点から、自然環境保全・再生に向け、これまでの県内外の取組事例を参考にし、県民・NPO等の取組を一層推進するとともに、総合的かつ一体的に施策を推進していく必要がある。
- ・特定外来生物が及ぼす農林漁業被害、人の生命・身体への被害、生態系への影響等といった様々な被害に対し、引き続き対応していく必要がある。
- ・人と野生動物との「あつれき」を解消し、調和のとれた共存を図るため、ワイルドライフ・マネジメントを推進し、順応的管理（アダプティブ・マネジメント）の手法による生息地管理（森林など安定した生息環境の保全と整備）、個体数管理（過密な生息密度の適正化と危機的な減少の防止）、被害管理（農林業や人身への被害を防除）を総合的に進めていく必要がある。
- ・生物の多様性が将来にわたって維持されるよう、生物の多様性の持続的な利用を図る観点から、防災への利用の促進や生物多様性に配慮した農林水産業の振興などを進める必要がある。
- ・県内各地に残る里地里山やため池等の有する多面的機能を維持するため、従来の利活用方法に加え新たな価値を見出し、様々な主体の参画と協働により保全に努めていく必要がある。
- ・既に排出された温室効果ガスにより一定期間にわたり、気候変動が生じると考えられ、野生動植物への影響が危惧されているため、この状況を把握するとともに、必要な場合には対応策を検討する必要がある。
- ・瀬戸内海における藻場・干潟の減少、漁獲量の減少、底質の悪化、漂流ごみ・漂着ごみの顕在化、海岸の浸食などの課題に対応するため、「瀬戸内海再生方策」に基づく取組を推進するとともに、引き続き新たな法整備を国に働きかけていく。さらに、自然を活用した水質改善方策や海域・底泥の直接浄化を推進する必要がある。

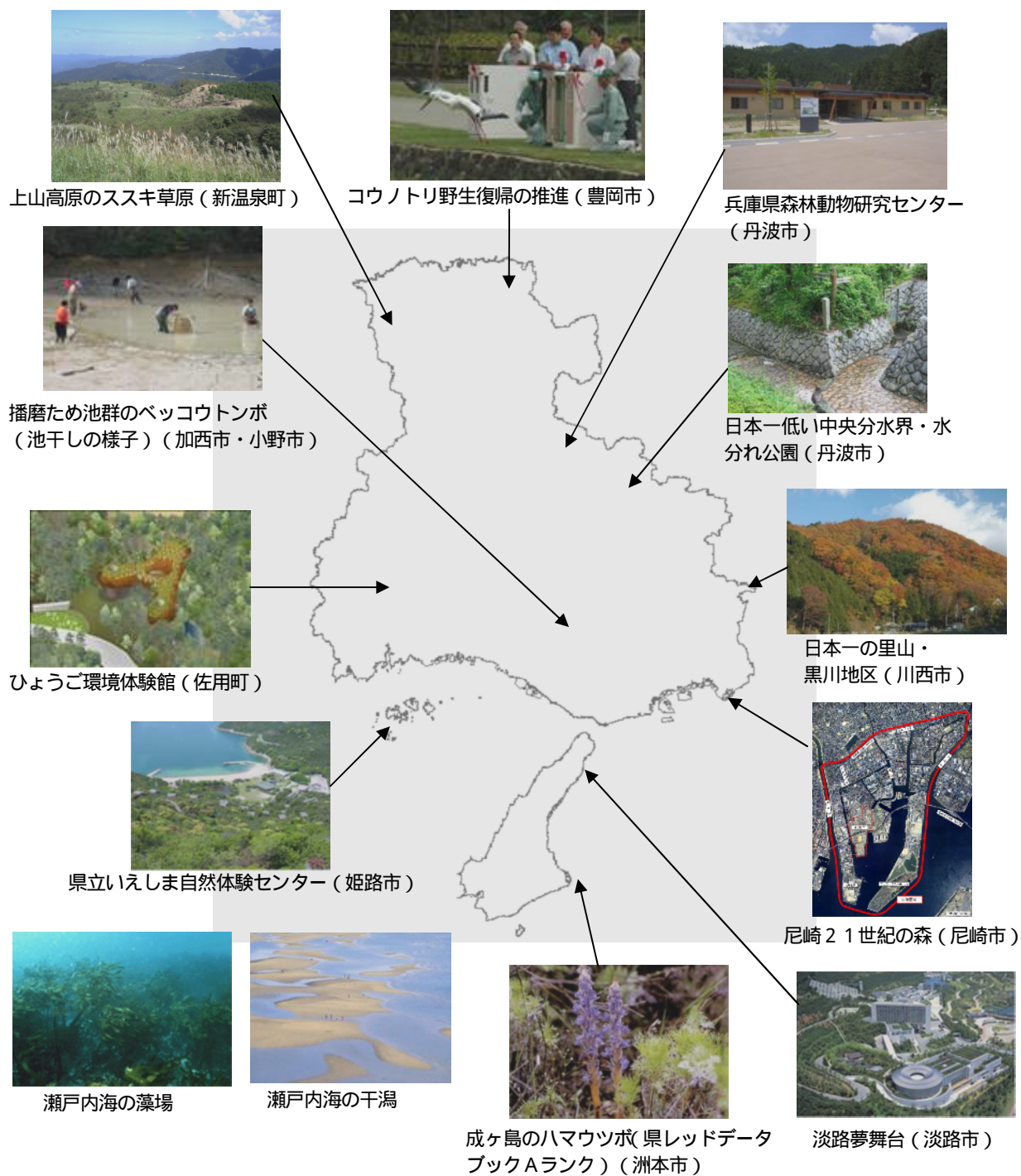


図2-2 兵庫県における生物多様性保全の取組等

第4節 地域環境負荷

1 現状

- ・地域における大気汚染や水質汚濁等については、様々な環境保全対策を講じてきた結果、長期的には大幅に改善され、近年は横ばいの傾向にある。

環境基準の達成状況（平成19年度）

- ・一般環境大気測定局（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質）
二酸化硫黄は46測定局全てで、二酸化窒素は55測定局全てで、それぞれ環境基準を達成している。また、浮遊粒子状物質については、長期的評価で55測定局のうち54局で環境基準を達成しており、未達成は三田市役所の1局である。
- ・自動車排出ガス測定局（一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質）
一酸化炭素は24測定局全てで環境基準を達成している。二酸化窒素は、30測定局のうち29測定局で環境基準を達成しており、未達成は、国道176号（宝塚市）の1局である。また、浮遊粒子状物質については、長期的評価で26局のうち24局で環境基準を達成しており、未達成は国道2号（神戸市垂水区）及び県道明石高砂線（明石市）の2局である。
- ・騒音の状況
主要な道路沿道の騒音測定の結果は、69測定地点のうち、39測定地点で、全時間帯（昼、夜）で環境基準を達成している。しかし、22地点では全時間帯（昼、夜）で環境基準未達成、8地点では一部の時間帯で環境基準未達成である。
- ・有害大気汚染物質
環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンは7地点全てで環境基準を達成している。
- ・ダイオキシン類
大気（14地点）、水質（32地点）、底質（32地点）、地下水（4地点）及び土壌（10地点）の測定地点全てで環境基準を達成している。
- ・公共用水域
健康項目については、河川214地点中202地点で環境基準を達成している。
（健康項目：人の健康の保護に関する項目で、カドミウム、全シアン、鉛等26項目）
生活環境項目は、河川では長期的には改善傾向。海域では横ばい傾向。
（生活環境項目：生活環境の保全に関する項目で、河川のBOD、海域・湖沼のCOD等）
河川BOD：39水域中38水域で環境基準を達成している。
海域COD：26水域中21水域で環境基準を達成している。
海域N,P：9水域中8水域で環境基準を達成している。
湖沼COD：1水域中1水域で環境基準を未達成である。
湖沼P：1水域中1水域で環境基準を達成している。
- ・地下水質
概況調査において、148地点中141地点で環境基準を達成している。

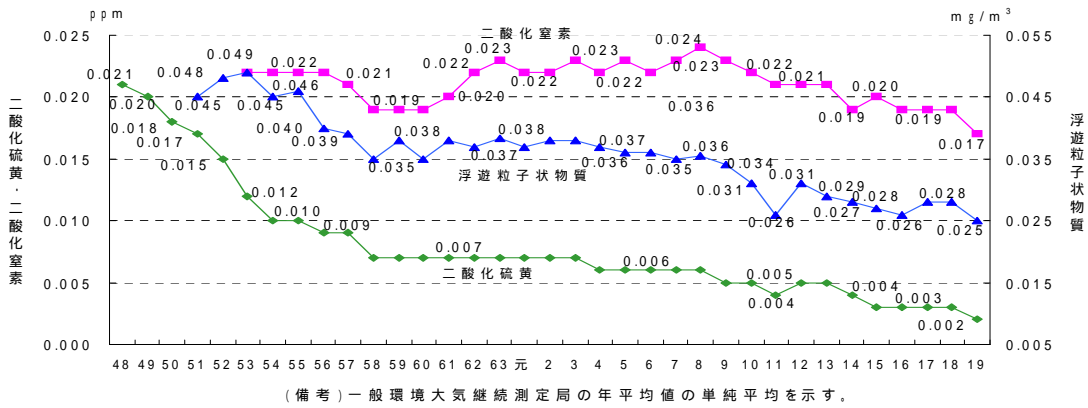


図 2 - 3 一般環境大気汚染の推移

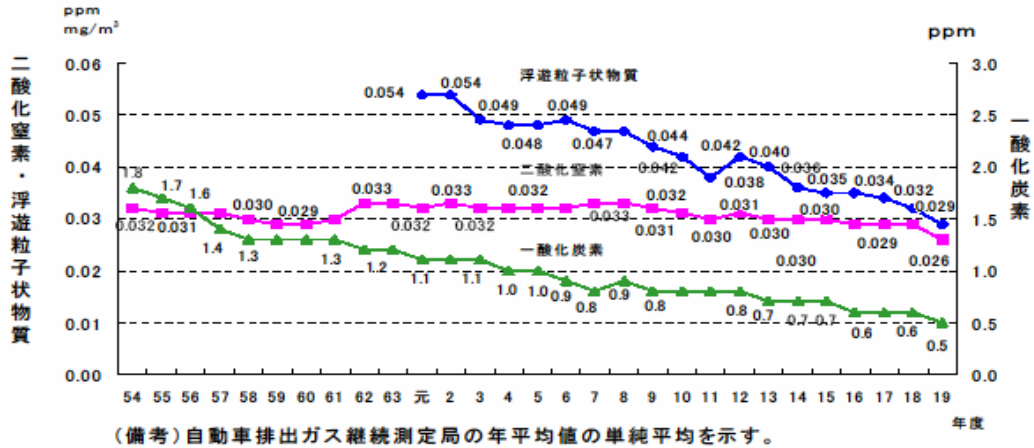


図 2 - 4 自動車排出ガスによる大気汚染の推移

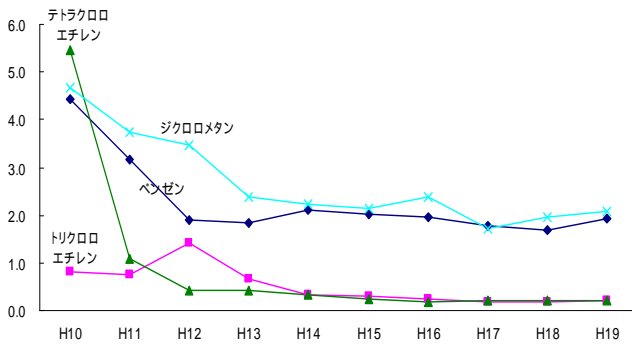


図 2 - 5 一般環境大気汚染の推移

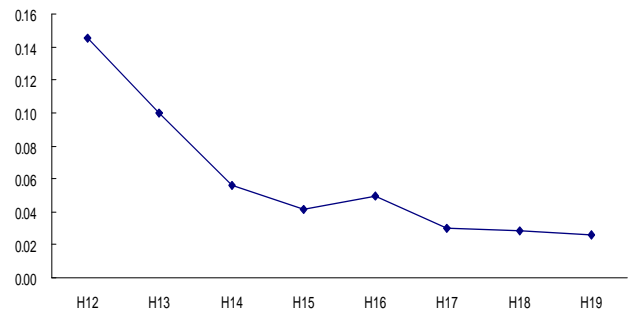
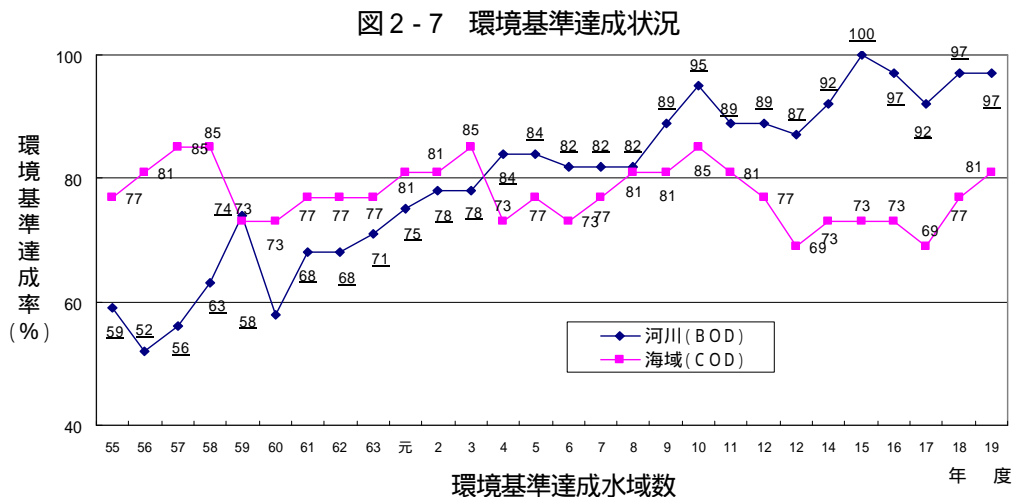


図 2 - 6 ダイオキシン類の大気環境中濃度の推移



$$\text{環境基準達成率} = \frac{\text{環境基準達成水域数}}{\text{水域数}} \times 100$$

- ・自動車 NOx・PM 総量削減計画に基づき、大気環境基準の早期達成とその維持のため、平成 15 年 10 月に「環境の保全と創造に関する条例」を改正し、車両総重量 8 トン以上の自動車（バスについては定員 30 人以上）で自動車 NOx・PM 法の排出基準に適合しない車両については、平成 16 年 10 月から阪神東南部地域での運行を規制している。
- ・大阪湾では、依然として夏季を中心に底層が貧酸素状態となり、青潮が発生するなどの問題を生じている。このため、平成 19 年 6 月に第 6 次総量削減計画を策定し、大阪湾を中心に瀬戸内海に流入する COD・窒素・りんを削減することとしている。
- ・規制基準の遵守状況を監視するため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の環境法令に基づく工場・事業場等への立入検査を実施するとともに、大規模工場・事業場等に対する環境法令の遵守を徹底するため、公害機動隊を設置（平成 19 年（2007 年））し、大気・水質・廃棄物等の各分野に及ぶ総合的な立入検査を実施している。
- ・下水道整備等の生活排水対策を進めるため、「生活排水 99%大作戦」（平成 3～16 年度（1991～2004 年度））及び「生活排水 99%フォローアップ作戦」（平成 17 年度（2005 年度）～）を展開してきた結果、平成 19 年度（2007 年度）末の生活排水処理率は全県で 97.6%、全国第 2 位となっている。
- ・大気汚染防止法が改正され、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質の生成原因となる揮発性有機化合物の排出規制が始まり（平成 18 年（2006 年））、立入検査等により、排出状況の把握を行っている。
- ・アスベスト含有建築物解体等の工事における環境汚染防止対策を強化するため、条例による規制対象を拡大（平成 17 年（2005 年））するとともに、平成 19 年（2007 年）には、パーフルオロオクタン酸（PFOA）等による水質汚染について、緊急環境調査を行うなど、有害化学物質対策を推進している。
- ・国道 2 号などの幹線道路沿道や山陽新幹線鉄道沿線、大阪国際空港周辺地域で、騒音のモニタリングを実施しているが、環境基準が達成されていない地点が見られる。
- ・地球温暖化による影響とヒートアイランド現象に伴う都市の高熱化で、熱帯夜の出現日数の増加が観測されているため、平成 17 年度（2005 年度）に「兵庫県ヒートアイランド対策推進計画」を策定、その推進を図っている。
- ・土壌汚染対策法が平成 15 年（2003 年）2 月に施行され、土壌汚染状況調査が行われることになったことから、土壌汚染が発見され、指定区域に指定される土地が増大している。



公害機動隊



ディーゼル自動車運行規制・街頭検査

2 課題

- ・環境基準が未達成の地域の解消、貧酸素水塊の発生等の環境上の障害の解消に向け、引き続き環境保全対策を実施していく必要がある。
- ・ディーゼル自動車等運行規制について、当面継続するとともに、あわせて、カメラ検査等の体制を維持し、補助・融資制度についても継続する必要がある。
- ・今後も既存のアスベスト含有建築物・工作物の解体、改修工事が見込まれることから、引き続き、飛散防止対策が適正に実施されるよう監視、指導する必要がある。
- ・有害化学物質について、国や専門機関等と連携し、引き続き速やかな状況の把握や適切な管理・処理等を推進していく必要がある。
- ・「兵庫県ヒートアイランド対策推進計画」に基づき、県民・事業者・行政が一体となり、エネルギーの有効利用による人工排熱の低減、建築物の屋上・壁面緑化、公園緑化等のより一層の推進が必要である。
- ・光化学オキシダントや浮遊粒子状物質濃度等の地域の環境質に影響を与える他国からの越境汚染の実態を把握する必要がある。

第5節 環境の担い手づくりと地域づくり

1 現状

- ・幼児期からシニア世代までのそれぞれのライフステージに応じた環境学習・教育を総合的・体系的に展開している。

ひょうごっこグリーンガーデン推進事業（幼児期の環境学習）

ひょうごっこグリーンガーデン実践園（幼稚園・保育所）数：平成19年度200園、平成20年度300園

ひょうごグリーンスクール事業（学齢期の環境学習）

環境体験事業：平成19年度212校、平成20年度512校、平成21年度全校実施

ひょうごグリーンサポートクラブ推進事業（成人期の環境学習）

各県民局に地域環境学習コーディネーターを配置、ひょうごグリーンサポート運営協議会を設置し、地域の支援体制を整備

- ・県内各地で各主体の参画と協働による環境保全・創造活動が展開されている。
ナチュラルウォッチャー登録者数：11,170名（平成18年12月末現在）
地球温暖化防止活動推進員：350名 協力員：56名（平成19年8月末現在）
環境保全・創造に取り組む非営利活動団体数（ひょうごボランタリープラザ登録団体数）：756団体（平成19年度末現在）
兵庫県瀬戸内海環境保全連絡会・地域別研修会参加者数：延べ1,763人（平成19年度）
- ・「県民交流広場事業」では、県民が身近な地域を舞台に、環境・緑化をはじめとする多彩な分野で地域づくり活動に取り組むことができるよう、活動の場づくりなどへの支援を行っているが、地域の主体的な計画により、太陽光・風力発電、地下水・雨水の活用による省エネルギーの取組やホタルが飼育できる環境整備活動、地域ぐるみでの河川清掃や子どもを対象とした自然観察会など、環境に着目した地域コミュニティの再生に取り組んでいるところがある。
- ・県高齢者大学では、カリキュラムに環境に関する学習を取り入れ、地域の身近な環境問題を学ぶ機会を提供している。
いなみ野学園（地域活動指導者養成講座・地域環境系） 阪神シニアカレッジ、地域高齢者大学（5か所）
- ・豊岡市におけるコウノトリ野生復帰に向けた取組のように、環境保全への取組を地域経済の活性化に結びつけ、環境と経済の好循環を実現する地域が現れてきている。
- ・「ひょうごの森・川・海再生プラン」（平成14年（2002年）策定）に基づき、地域住民やNPO等民間団体などで構成する流域協議会を設置するとともに、失われた自然や健全な水循環の再生・回復を目指し、地域住民自らの参加による流域ごとの特色ある取組が行われている。
- ・自らが大規模な事業者である県は、他の事業者や消費者に率先垂範すべく、平成10年（1998年）度から「環境率先行動計画」に基づき、環境負荷の低減に取り組んでおり、現在、「ステップ3（計画期間：平成17年（2005年）度～平成22年（2010年）度）」として、目標達成に向けた環境にやさしいオフィス活動を行っている。



ひょうごっこグリーンガーデン



コウノトリ育(はぐく)む農法の取組

2 課題

- ・環境学習・教育の推進による人材育成については、長期的な取組が必要であり、総合的かつ体系的な取組を継続していく必要がある。
- ・県内各地で展開されている各主体の参画と協働による環境保全・創造活動をより一層促進するため、様々な支援を講じていく必要がある。
- ・環境保全と地域活性化の両立に成功している先進的な取組を積極的に情報発信し、県内及び全国に広げていく必要がある。
- ・エコツーリズムを推進し、地域を訪れる「交流人」の地域の自然を知りたい、地域資源を活用したいという力を生かし、地域固有の自然環境の保全や地域活性化を図っていく必要がある。
- ・震災の経験を活かし、地域において、防災・減災の視点を取り入れた環境保全対策を講じていく必要がある。
- ・県が取り組んでいる「環境率先行動計画」に基づく環境負荷低減については、気候という不確定要因に左右されやすく、目標達成を確実にするため、一層の省エネ行動が必要である。

第3部 環境施策の基本理念

1 基本目標

健全で恵み豊かな環境は、生きものの生存基盤であり、我々人類の経済、文化等の発展のよりどころでもある。環境は、先人から受け継いだ貴重な財産であり、現在世代で消費しつくすことなく、次世代に継承することは私たちの重大な責務である。さらに、20世紀の「大量生産・大量消費・大量廃棄」で損なわれた環境を再生し、質の高い環境を次世代に継承することも必要である。

深刻化する地球環境問題としては、「地球温暖化の危機」、「資源の浪費による危機」、「生態系の危機」の3つの危機があるが、これらはお互いに関係している。大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は、生産や流通過程で化石エネルギーの大量消費を伴うとともに、焼却処理等の廃棄物処理の過程でも温室効果ガスを排出し、地球温暖化を悪化させる。また、地球温暖化の急速な進行には、動植物は適応できず、脆弱な生態系に悪影響が生じる。このように、地球環境は、ひとつの出来事が別の出来事を生み、この出来事はまた別の出来事を生むという具合につながっており、私たちが始めた人為的な活動の連鎖は、遠く私たちが制御できないところまでつながろうとしている。

かつては、地域における人の諸活動の影響の範囲は、地域への環境負荷として狭い地域に限られていたが、それが連動して今では空前の規模で地球自体を変えようとしている。過去において何十年も何百年も要した変化が今は数年で生じており、この惑星の生命維持システムの基盤に変化を与えつつある。

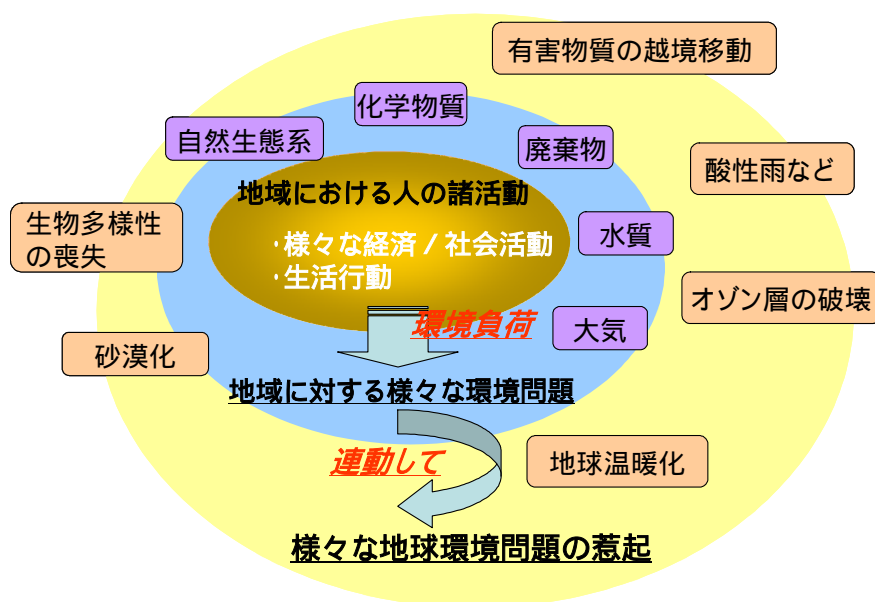


図3-1 地域での人の諸活動による環境負荷が地球環境問題を惹起

環境から再生産される以上のものを奪わない範囲で、すべての人にとって快適な生活水準を達成し、維持する道を見出す必要がある。

そのために、人と自然、人と人との共生のきずなを強め、地球的視野での共生と循環ならびに取り返しのつかないリスクを回避するための予防原則に基づいた取組を旨としつつ、人と環境が適正な調和を保つことにより、将来の世代や他の生物の生存を保証し、環境の恵沢を将来に継承してかつ発展が可能な社会である「環境適合型社会」を実現することが求められている。

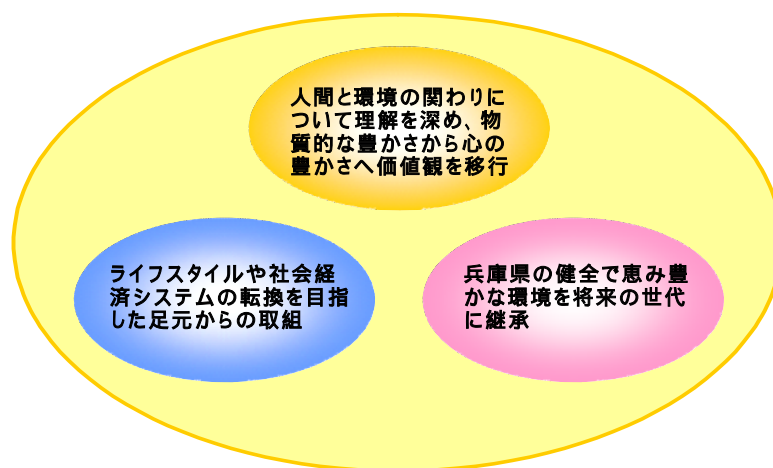


図3-2 環境適合型社会の考え方

また、兵庫県は、北は日本海、南は太平洋を臨む広大な県土に豊かで多様な自然と文化に恵まれ、長い歴史と伝統に支えられており、「日本の縮図」とも言われている。日本の縮図・兵庫で独自に培われた公害規制、閉鎖性海域の環境対策、自然再生の取組をはじめとする環境保全・自然再生の取組を活かしつつ、これからの環境適合型社会形成の全国の先導モデルとなる様々な施策を構築し、積極的に発信していく必要がある。

このため、

次世代に継承する“環境適合型社会”の実現

～日本の縮図・兵庫から全国に発信できる先導モデルの構築～

を基本目標とする。

次世代に継承する“環境適合型社会”の実現に向けた仕組みづくりを行うためには、人間活動を地球の環境容量内に収めつつ、すべての人々が安全で質の高い生活を享受できる社会を実現することの必要性を踏まえ、資源生産性の向上、再生可能エネルギーの導入、生態系保全等により、環境・経済・社会が協調して持続的に発展するためのシナリオづくりを行い、長期的視点に立った環境施策の展開方向を提案していく必要がある。

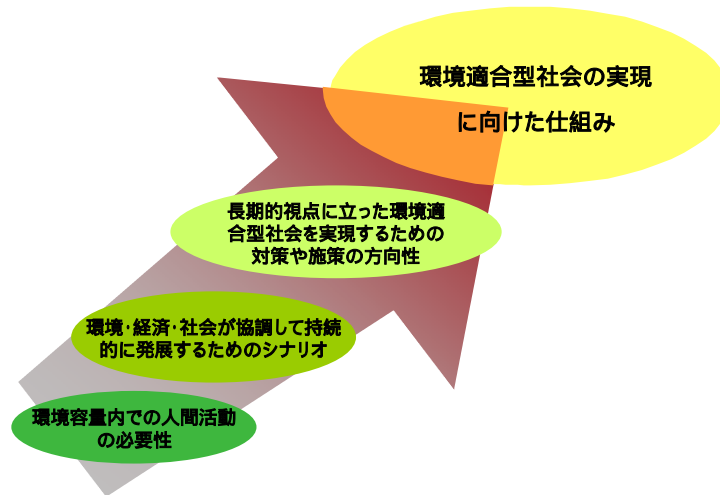


図 3 - 3 環境適合型社会の実現に向けた仕組みづくり

基本目標の達成を目指した環境施策の展開を進めるため、次の 4 項目を施策の目標として設定する。

- ・地球温暖化の防止：国が掲げる 2050 年までに温室効果ガス排出量の 60～80%削減を目指すという長期目標及び削減のための推進方策を踏まえつつ、地域におけるあらゆる主体が協働して、必要な取組を先導的に進めることによる低炭素社会の実現
- ・循環型社会の構築：限りある資源を有効活用するという観点から、大量生産・大量消費・大量廃棄を見直し、環境への負荷を低減するため、廃棄物減量化への不断の取組によるゼロエミッション社会の構築
このため、一般廃棄物の 1 人 1 日当たり排出量の都道府県別全国ランクをベスト 16（上位 1/3）以内にする。
- ・生物多様性の保全：最新の科学的知見と先進的な科学技術水準に留意しつつ、健全で恵み豊かな環境の時代を取り戻すことによる本県の風土に根ざした豊かな生態系の保全と回復
- ・地域環境負荷の低減：過去の公害の経験を活かし、科学的知見の充実と環境情報の公開・共有化を図るとともに、規制的手段の的確な施行による地域での環境負荷の低減と新たな環境汚染の防止

2 施策を進めるための基本的な視点と施策の考え方

施策の目標を進めるにあたって、次に掲げる5つを基本的な視点として施策を進めることとする。

(基本的な視点1)

県民・事業者・行政などの各主体の“参画と協働”による環境保全・創造に向けた更なる意識・行動の変革

阪神・淡路大震災の経験から様々な分野における県民・NPO・事業者・行政等の各主体の参画・協働が進んでいることを踏まえ、県内各地域において各主体が連携して環境保全・創造に取り組み、その取組がさらなる地域住民の意識・ライフスタイルの変革につながる好循環の実現を促進する。

このような意識・ライフスタイルの変革を社会経済システムの転換につなげることにより、温室効果ガスの大幅削減を可能にする低炭素社会、資源循環により環境への負荷を低減する循環型社会、自然の恵みを将来にわたって享受できる自然共生社会の実現に向けた施策を展開する。

(基本的な視点2)

“環境学習・教育”による“環境”を感じ“命の大切さ”を理解する人づくり

生命の大切さや生命の連鎖を実感するとともに、将来世代に及ぶ環境問題について自らの問題として関心を持ち、環境負荷の少ないライフスタイルや社会経済活動に積極的に取り組む人材育成が重要であることから、全員参加により地域、世代を超え、ライフステージに応じた体験型環境学習・教育を推進する。

また、県内各地域の県民をはじめ様々な主体が、地域特有の風土や文化に対する理解を深め、地域環境を持続可能なものにするよう様々な形で連携して環境保全・創造に取り組む地域コミュニティづくりを進める。

(基本的な視点 3)

“ 自然再生・創造 ” による人と自然が共生できる地域づくり

本県は多様な自然に加え、自然と共生した暮らしの中で育まれてきた里山やため池などの多様な環境により、豊かな生物多様性を有している。近年、利便性や効率を求めるライフスタイルの変化とともに、人と自然との関わりが薄れ、貴重な自然環境が失われつつある。

本県ではこれまで、コウノトリの野生復帰、土砂の採取跡地を郷土の森として再生する「淡路夢舞台」の整備、里山林の再生、「豊穰の海」と呼ばれた瀬戸内海の再生、20世紀の工場跡地を22世紀の人々へ森としてつなぐ「尼崎21世紀の森」構想など、自然の再生・創造に向けた先進的な取組を、県民の参画と協働のもと積極的に進めてきた。今後も、本県の有する豊かで多様な自然の再生・創造を進め、次世代へと継承し、人と自然が共生できる地域づくりを推進する。

(基本的な視点 4)

環境保全が経済活動に好影響を与え、経済活動が環境保全・創造をもたらす“環境と経済の好循環”の構築

環境と経済の好循環の構築を目指し、環境ビジネスの活性化を図るとともに、問題点と効果を考慮しながら、政策手段（税制、温室効果ガス排出量取引制度、自主協定等）や事業者の自主活動（自主取組、カーボン・オフセット等）といった市場メカニズムを活用する取組の導入を推進する。

また、地域環境を保全しつつ地域経済の活性化を図るため、環境創造型農業による高付加価値農産物の生産、環境保全活動を軸とした農山村と都市住民の交流、自然環境を生かしたエコツーリズム等を推進する。

(基本的な視点 5)

“ 予防原則 ” に基づく環境施策の機動的な展開による安全・安心な社会づくり

地球温暖化の進行、生物多様性の危機、化学物質の環境リスクなど、今日の環境問題はますます複雑化・多様化しつつあり、科学的な因果関係が十分に証明されていない状況にあっても、そのことを理由に対策を講じない場合、将来世代に及ぶ取り返しがつかない影響がもたらされる可能性がある。

これまで、“ 予防 ” という用語は、被害の未然防止 (Prevention Principle) の観点で用いられることが多かったが、科学的不確実性のある状況下で適切に判断し行動するための原則であるとの考え方に立って施策を進めることが必要である。

環境問題に対する警戒を深め、深刻なあるいは不可逆的な環境の保全上の支障が生じるおそれがある場合、科学的因果関係の証明が不完全であることをもって措置を延期する理由とせず、慎重な配慮のもとに、関係者等とのコミュニケーションを図りつつ、適時・適切な措置を講じていく「予防原則 (Precautionary Principle)」が重要である。

第4部 環境施策の展開方向

基本目標の達成に向け、5つの基本的な視点を踏まえつつ、「地球温暖化の防止」、「循環型社会の構築」、「生物多様性の保全」、「地域環境負荷の低減」及び「環境保全・創造のための地域システム確立」の5つを環境施策の展開方向として掲げる。

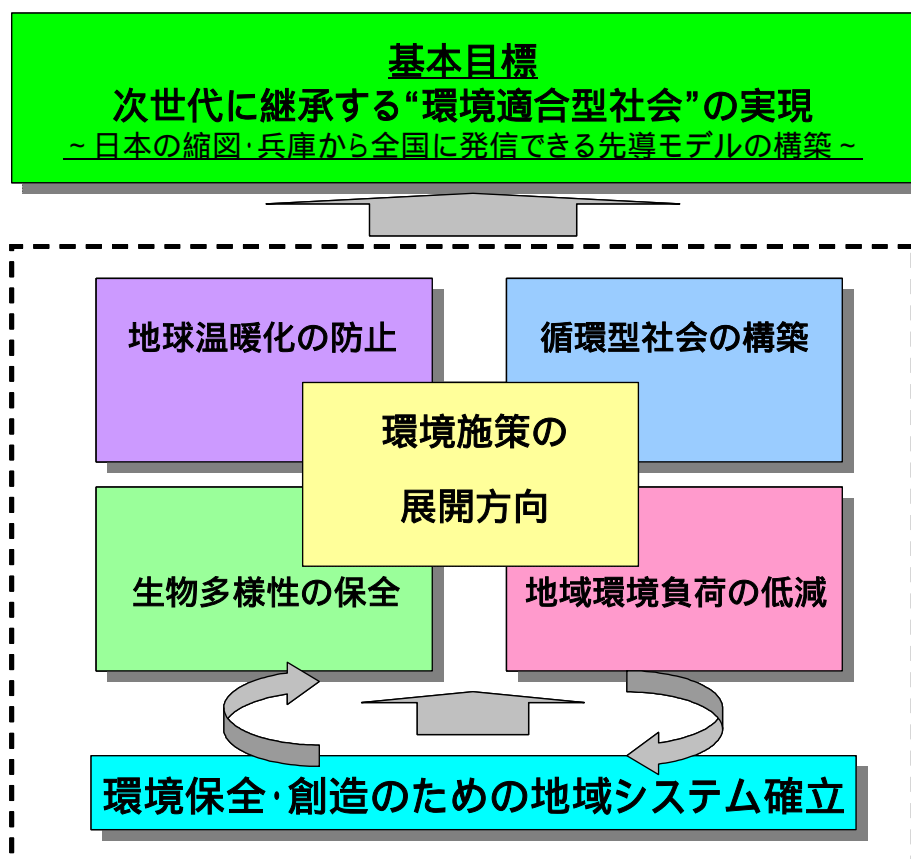


図4-1 環境施策の展開方向

第1章 地球温暖化の防止

1 温室効果ガス削減と経済発展を同時に達成する低炭素社会の実現 施策推進の考え方と方向性

地球温暖化による気候変動がもたらす重大な影響を回避するためには、2050年までに、全世界の温室効果ガスの排出量を基準年（1990年）の水準から半減する必要があり、日本としては、現状比で60～80%の削減が必要との方針が示されている。

石油等の化石燃料に依存した大量消費に生活の豊かさを求める画一的な社会から脱却し、家庭や地域コミュニティとの繋がりを重視し、健康や安全・安心、自然との共生、もったいない（無駄な使用をしない）の心などに価値をおくことにより生活の質を高める社会を目指す必要がある。一人ひとりがこのような選択をすることが、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる低炭素

社会を実現する第一歩となる。

本県では、新兵庫県地球温暖化防止推進計画の目標（平成 22 年度の温室効果ガス排出量の平成 2 年度比 6 %削減）を達成するため、総合的な施策を着実に実施するとともに、さらに大規模事業所¹への削減目標強化の指導、条例対象規模未満の中小事業所²に対する要綱による排出抑制計画の策定の指導、省エネ家電の普及促進等の追加対策により、同 11%程度の削減の達成に努めている。

*1 燃料・熱・電気の使用量の合計が原油換算で 3,000kℓ/年以上の事業所
*2 大気汚染防止法の届出事業所で燃料・熱・電気の使用量の合計が 1,500kℓ/年未満の事業所

低炭素社会の実現のためには、あらゆる部門において、温室効果ガスの排出量を最小化する取組を実践することが当然であると認識される社会システムが必要である。

そのため、平成 22 年度末までに、議論が深まるポスト京都議定書の枠組みや国の施策体系を踏まえた検討を行い、「長期を見すえた温室効果ガスの大幅な削減」を目標とする次期温暖化防止推進計画を策定し、低炭素社会の実現を図る。

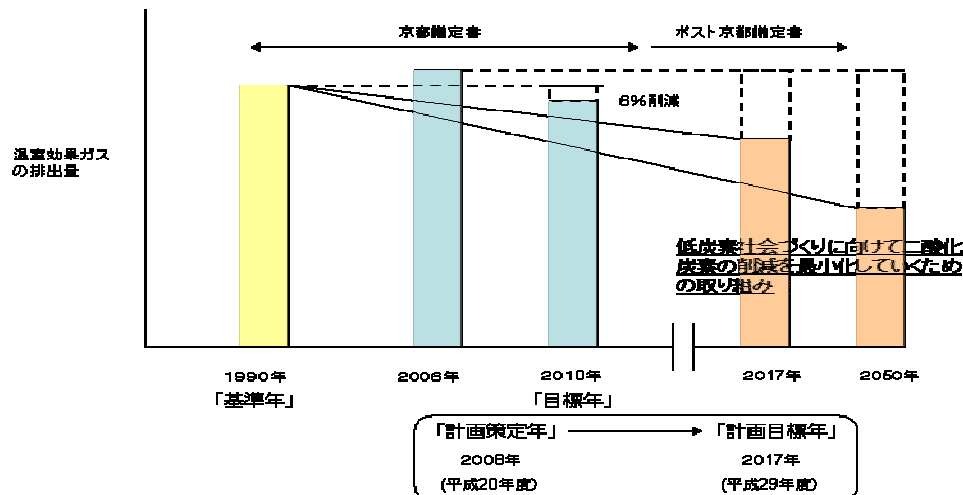


図 4 - 2 低炭素社会実現に向けたイメージ

施策の進め方

ア CO₂共同削減移転制度

- ・県内の温室効果ガス排出量の 7 割近くを占める産業部門では、大企業が中小企業等に資金、技術を提供することにより、中小企業等で削減できた排出量の一部を大企業の削減量としてカウントできる仕組み（CO₂共同削減移転制度）の制度化について、国の動向を踏まえながら検討を進める。

イ 革新的技術を有する企業への支援

- ・生産エネルギーの低炭素化・高効率化のための技術開発、高効率機器の導入、バイオマス燃料等の再生可能エネルギーの利用拡大等により、低炭素

製品製造のための優れた環境技術を有する企業、革新的な環境技術を開発する企業が新たな資金を調達できる仕組み(環境金融商品、税制、助成等)づくりを推進する。

ウ CO₂削減行動を促進する新たな仕組みづくり

- ・ 排出量の伸びの大きい民生部門では、省エネの実践など県民のCO₂削減の環境行動を促進するため、その行動を行った者に経済的インセンティブを付与するエコポイント制度等の導入に向け検討を進める。
- ・ 削減努力をしても避けられないCO₂排出量を見積もり、それに相当する他の削減活動に投資することなどにより相殺するカーボンオフセットの導入に向け検討を進める。
- ・ 様々な部門でカーボン・ミニマムの取組を実践できる最適化技術が確立され、選択、利用できるシステムの整備を促進するとともに、消費者が商品やサービスを選択する際には、その商品やサービスが製造から廃棄・リサイクルまで一連の過程を通じて排出するCO₂量が分かる情報(見える化情報)を提供するためのルール化とインフラの整備を図る。

エ 低炭素社会実現に向けた社会基盤の構築

- ・ 人口や社会資本の集積に応じたコンパクトな街づくりや省エネルギー性能の優れた住宅・建築物の普及、CO₂吸収源としての森林の整備、維持管理や休耕作地のエネルギー資源作物栽培への活用を図るなどの農山村活性化策等を推進する。

2 太陽光、風力、バイオマス等のグリーンエネルギーの大幅導入

施策推進の考え方と方向性

太陽光発電の普及については、国が定めた「低炭素社会づくり行動計画」の中で、その導入量を平成32年度(2020年度)に10倍、平成42年度(2030年度)に40倍に拡大する方針が明らかにされ、太陽光発電施設の設置に対する補助制度、メガワットソーラー発電計画や革新的太陽光発電技術の開発に対する支援などの施策を推進することとされている。

また、バイオマス燃料については、京都議定書目標達成計画で平成22年度(2010年度)に輸送用燃料として、原油換算50万klの導入を目標に、バイオエタノールの製造、バイオエタノールを直接混合したガソリンやバイオエタノールから製造したETBE(エチルターシャルブチルエーテル)を混合したガソリンの流通などの実証事業が実施されている。

さらに、バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議において、平成42年(2030年)までに国産バイオマス由来燃料の大幅拡大の方向性が打ち出され、コスト低減の

ための技術開発が進められている。

二酸化炭素の排出が少ない太陽エネルギー、風力エネルギー、廃棄物エネルギー、小水力発電、バイオマスエネルギー等、地域ごとに特色あるエネルギー資源を効率的に地産地消できるよう、地域全体でグリーンエネルギーの導入を図る。

また、燃料電池、高効率ヒートポンプ、高効率太陽電池、高効率照明や二酸化炭素回収・貯留などの技術開発等にも着目し、低炭素社会の実現を図る。

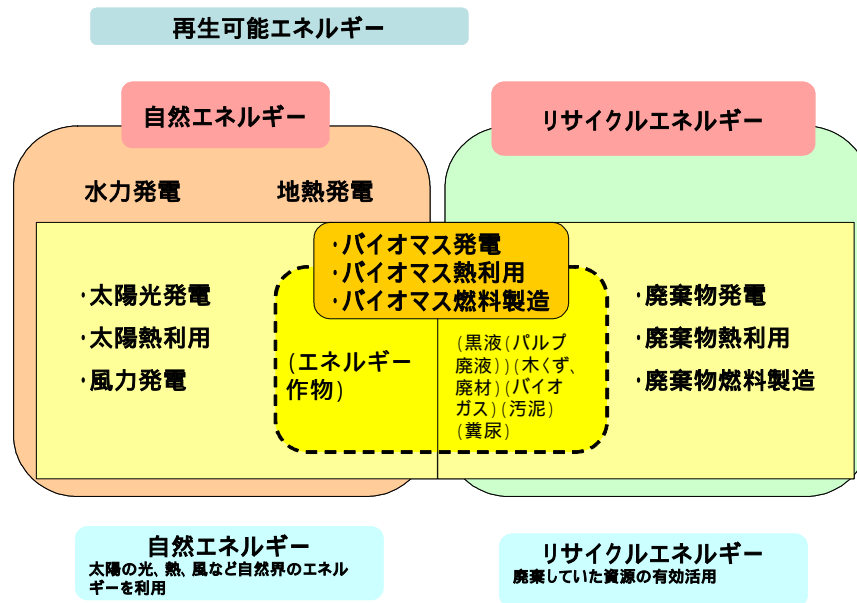


図 4 - 3 再生可能エネルギー

施策の進め方

ア グリーンエネルギーの積極的導入

- ・太陽光発電、風力発電については、グリーンエネルギー10倍増作戦を達成することを当面の目標（平成 22 年度の太陽光発電と風力発電を併せた発電容量を平成 14 年度の 10 倍）とし、更にその導入を図る。
- ・自然エネルギーや燃料電池、ヒートポンプ等の高効率利用システム、高断熱・高气密のための技術、構造躯体の耐久性向上等長期使用のための技術等の住宅への積極的な導入を促進する。

イ 住宅用太陽光発電施設の普及

- ・住宅用の太陽光発電施設の設置には、多額の初期投資が必要なことから補助制度を設けているが、国の動向も踏まえつつ、更なる普及を図るためのインセンティブが働く方策について検討する。

ウ バイオ燃料の導入

- ・廃食用油等からバイオディーゼル燃料を製造、使用する先導的な取組が行われているが、全県的な広がりには至っていないことから、その導入を促

進し普及を図る。

- ・ 稲わら、もみがらを利用したセルロースからバイオエタノールを製造する実証試験の結果等を踏まえ、その活用の可能性について検討を行い、その利用を推進する。

エ 未利用エネルギーの利用

- ・ 廃棄物焼却施設や下水道終末処理場からの廃熱等の未利用エネルギーを工場・事業所が有効活用できるようなインフラ整備の可能性について検討を行い、その利用を推進する。

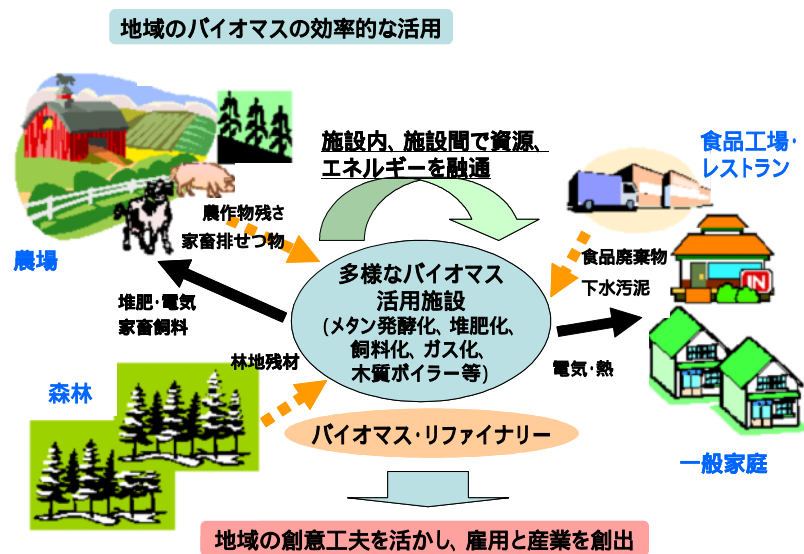


図 4 - 4 地域のバイオマスの効率的な活用

3 環境に配慮した持続可能なまちづくりの推進

施策推進の考え方と方向性

人口や経済活動の過度の集中や生活様式の変化等により、都市部におけるエネルギー消費は集中・増加の傾向にあり、自動車に起因する大気汚染や騒音問題に加え、地表面被覆の人工化や人工排熱の増加に伴うヒートアイランド現象、大量の廃棄物の発生・投棄、緑や身近な自然の減少など、都市特有の環境問題が深刻化しつつある。

そのため、都市における健康で快適な生活環境の確保を目指し、環境負荷を可能な限り低減させた持続可能な都市構造の形成（まちづくり）を推進する。

施策の進め方

ア 都市緑化・都市構造の転換

- ・ 地域冷暖房等のエネルギーの面的利用やグリーンエネルギーの利用を促進する。
- ・ 建築物総合環境評価手法（CASBEE）の導入による建築物の省エネルギーや

自動車利用の抑制等による人工排熱の低減、建築物の屋上緑化・壁面緑化、建築物の敷地の緑化やガラスパーキング等による都市緑化を推進する。

- ・既存施設の有効利用、市街地のスプロールの抑制と拠点となる市街地等への都市機能の集約化など、環境負荷の低減に向けた都市構造の転換を図る。

イ 交通システムの転換

- ・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、水素自動車、燃料電池車等の率先導入、低公害車の導入促進やエコドライブの推進により、環境負荷の低減を図る。
- ・周辺インフラ整備、事業者間の調整等による利便性の向上を通じた公共交通機関の利用促進、L R T等の新交通システムの導入検討、渋滞解消に向けた交差点等の改良、物流システムのグリーン化を図るなど、環境負荷の低減に向けた交通システムの転換を図る。

ウ 環境負荷の少ない住まいの普及

- ・エネルギーや資源への配慮、周辺環境との調和を考え、さらに住む人が健康で快適に暮らせるような住まいや構造、設備について長期にわたり良好に使用するための措置がなされた住まいの普及に努める。
- ・自然エネルギーや燃料電池、ヒートポンプ等の高効率利用システム、高断熱・高气密のための技術、構造躯体の耐久性向上等長期使用のための技術等の住宅への積極的な導入を促進する。

4 地球温暖化防止につながるライフスタイルの確立

施策推進の考え方と方向性

地球規模で進む環境問題の多くは、一層の豊かさや便利さを求め、24時間止まない都市活動など、資源やエネルギーを大量に消費している私たちの暮らしやそれを支える事業活動に起因している。

そこで、身近な暮らしや経済活動の中で、可能な限り環境負荷を低減し、地球環境時代に相応しいライフスタイルを確立する。

施策の進め方

ア 地球温暖化防止につながるライフスタイルづくり

- ・省資源・省エネルギーなどの普及啓発により、資源とエネルギーを大切にし、身近な暮らしや経済活動から、地球温暖化防止につながるライフスタイルづくりを推進する。
- ・冷暖房温度の適正化、省エネ家電製品への買換え、エコドライブ、住宅の新築・改築時の省エネ設備の採用など「地球温暖化防止県民行動指針」に基づく行動を促進する。

5 施策推進に向けた各主体の取組方向

【県民】

- ・日常生活における普段の行動が地球温暖化の原因となっていることを理解し、エネルギーや資源を大量に消費するライフスタイルを見直し、温室効果ガスの排出を減らす行動の実践
- ・冷暖房温度の適正化、省エネ家電製品への買換え、エコドライブ、公共交通機関の利用、住宅の新築・改築時の断熱化や省エネ設備の採用など、「地球温暖化防止県民行動指針」に基づく行動の実践
- ・行政、NPO等の民間団体、兵庫県地球温暖化防止活動推進センター等が実施する環境保全活動への参加

【事業者】

- ・生産工程の改善、高効率省エネ機器の導入、エネルギー使用の合理化・高効率化、技術開発等、事業内容に照らした効果的な取組の推進
- ・省CO₂型、省資源型で環境負荷の少ない製品や商品の製造、販売、サービスの提供やそのための技術開発の推進
- ・製品・商品・サービスについてのCO₂排出量が分かる情報の提供
- ・エコドライブ等、環境への負荷の少ない運転や環境に配慮したエコオフィス活動の実践
- ・環境に配慮した企業経営のための環境経営基本方針等の策定や実施状況の把握・評価及びその結果の公表

【行政】

- ・CO₂共同削減移転制度、エコポイント、カーボンオフセットの導入に向けた検討、消費者の商品やサービス選択時にCO₂排出量が分かる情報(見える化情報)の提供などによる、温室効果ガス削減と経済発展を同時に達成する低炭素社会の実現を図るための基盤の整備
- ・太陽光発電、風力発電、バイオマス燃料等、グリーンエネルギーの大幅な導入推進
- ・未利用エネルギーの有効活用の検討とその利用の促進
- ・建築物の省エネルギー化、建築物の屋上緑化・壁面緑化、グラスパーキング等、都市緑化の推進による環境負荷の少ない都市構造への転換
- ・電気自動車や水素自動車の率先導入、低公害車の導入促進やエコドライブの推進、周辺インフラ整備、事業者間の調整等による利便性の向上を通じた公共交通機関の利用促進、渋滞解消に向けた交差点等の改良、物流システムのグリーン化など、環境負荷低減に向けた交通システムへの転換
- ・環境率先行動計画に基づくエネルギー使用量の削減、水使用量の削減、コピー用紙の削減、環境配慮型製品の購入などの取組
- ・兵庫県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員と連携した温暖化の影響や暮らしの中での省エネルギー・省資源等に関する県民への情報提供、環境に配慮した行動の促進など、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換
- ・「長期を見すえた温室効果ガスの大幅削減」を目標とする次期地球温暖化防止推進計画の平成22年度末までの策定による低炭素社会の実現

第2章 循環型社会の構築

1 廃棄物の一層の排出抑制と廃棄物の資源化・再利用による物質循環の確保 施策推進の考え方と方向性

廃棄物の発生は、人間の活動において避けて通れないものであり、産業活動の発展とともに、暮らしが物質的に豊かになるにつれて、廃棄物の発生量も増大し、その処理がさまざまな環境問題を生じてきた。

「もったいない」精神の重要性を認識し、限りある資源の有効活用を図り、大量生産・大量消費・大量廃棄型の従来の社会のあり方やライフスタイルを見直し、天然資源の消費抑制と環境への負荷の低減を目指した「循環型社会」の形成が喫緊の課題となっている。

このため、循環型社会の形成に向け、まず、できる限り廃棄物の発生を抑制し、次に、廃棄物となったものについては、再利用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、それでも廃棄物として排出されるものについては適正処理を確保する必要がある。

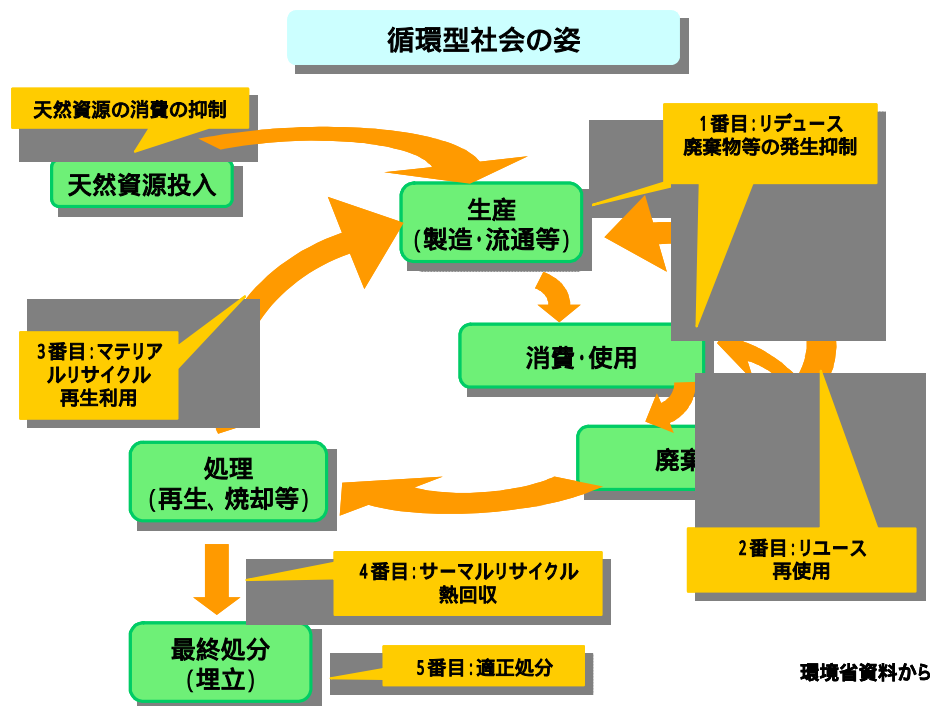


図4-5 循環型社会の姿

今後、再資源化を組み込んだ健全な物質循環の促進、事業活動に伴う環境負荷の低減とリスク管理の実施、あらゆる主体の参画と協働、法制度や経済システム等の新たな仕組みづくりにより、企業や県民一人ひとりが廃棄物の発生者責任を自覚し、連携しながら、それぞれの役割を果たし、廃棄物の一層の排出抑制と廃棄物の資源化・再利用による物質循環の確保を図り、循環型社会の形成を目指す。

そのため、地域の特性を生かした循環型社会という観点が必要である。地域の特質に応じたその地域の循環資源に着目したよりきめ細かな取組が重要である。例えば、希少金属が含まれる家電製品を都市鉱山、廃食用油を都市油田ととらえるなど、農山漁村地域、中小都市域、大都市域ごとの地域特性に応じた循環資源の積極的な利活用を進めていくこととする。

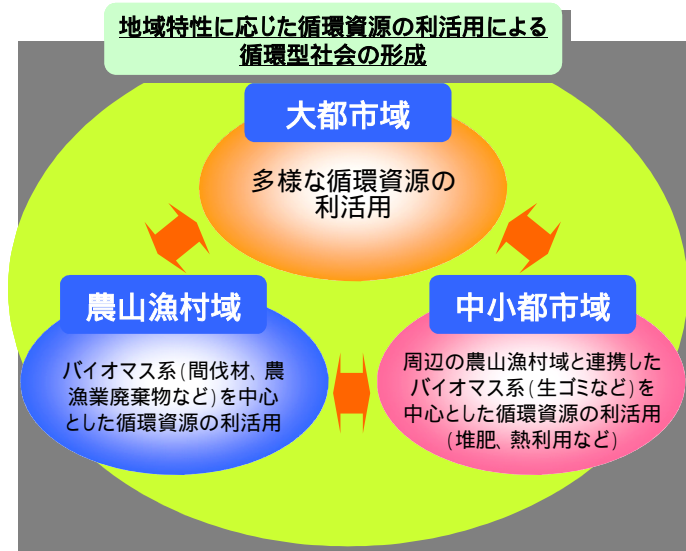


図 4 - 6 地域特性に応じた循環資源の利活用による循環型社会

また、こうした地域特性に応じた取組を進める一方、重厚長大産業が集積し、多くの環境産業が立地することにも着目し、循環資源の広域的な収集と産業の技術・インフラ・ノウハウ等を応用し、相互に連携を図ることで、循環資源の有効活用と天然資源の効率的利用に努めていくこととする。

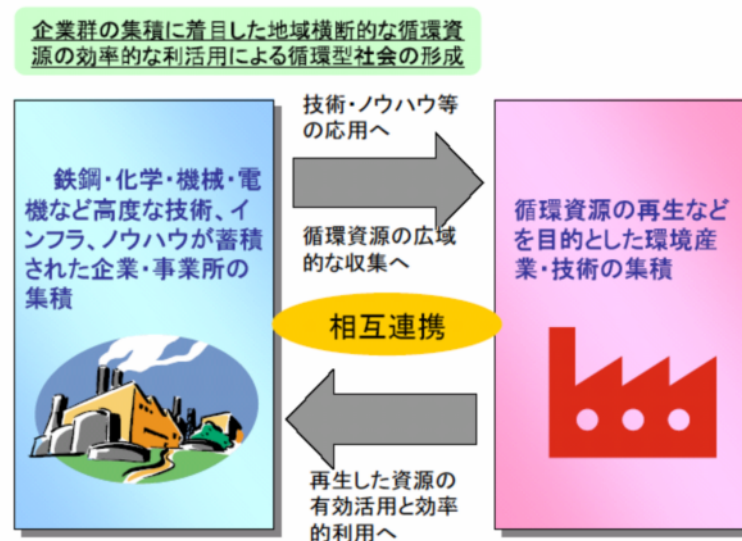


図 4 - 7 企業群の集積に着目した地域横断的な循環資源の効率的な利活用による循環型社会の形成

循環型社会の形成推進のための体系

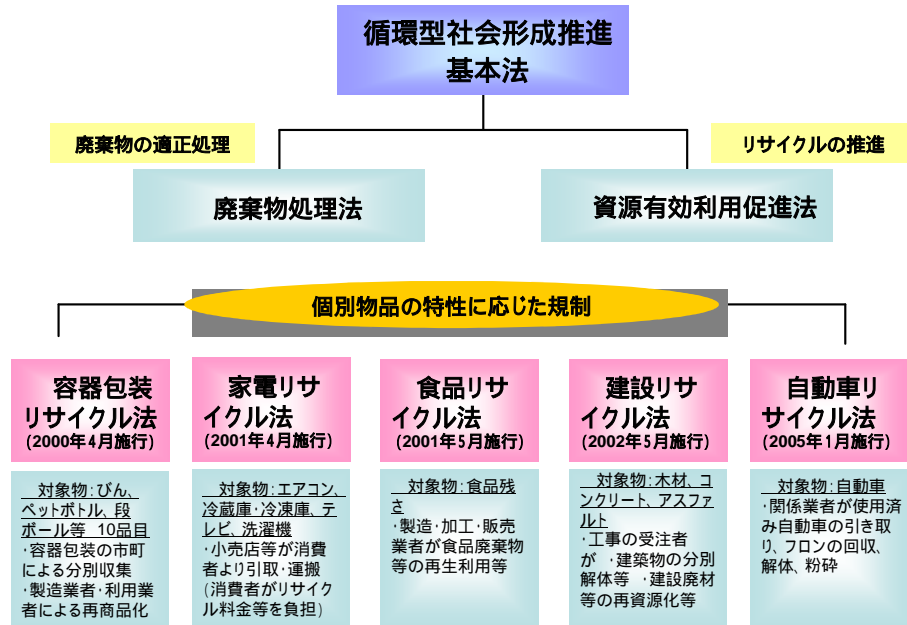


図 4 - 8 循環型社会の形成推進のための体系

施策の進め方

ア 一般廃棄物の発生抑制

- ・生活系ごみの有料化が進んでいない市町のごみ有料化、事業系ごみ処理料金の適正化（有料化、従量制料金の明確化等）を促進する。
- ・ひょうごレジ袋削減推進会議でとりまとめた「レジ袋削減推進に係るひょうご活動指針」に基づき、県民・事業者・行政の参画と協働のもと、全県的にレジ袋の削減を推進する。
- ・空き缶、牛乳パックの回収や簡易包装の実施など、市町がごみの減量化や再資源化に取り組む店舗等を「スリム・リサイクル宣言の店」として指定するなど、事業者、県民、行政が一体となったごみの減量化等を促進する。

イ 産業廃棄物の発生抑制

- ・産業廃棄物の多量排出事業者に対して、減量化・再資源化計画の提出を求めるとともに、発生量の多い汚泥について、汚泥排出抑制・減量化マニュアルを作成し、産業廃棄物協会、環境保全管理者協会等を通じ事業者削減指導を行う。

ウ リサイクル・システムの構築

- ・エコラベル等の認定制度を活用したリサイクル製品の利用促進、需要拡大を促進する。
- ・「ひょうごエコタウン構想」を推進し、ひょうごエコタウン推進会議と連

携し、リサイクル製品の開発・利用を促進するとともに、使用済み製品等の資源をリサイクルするための受け皿施設の確保に努める。

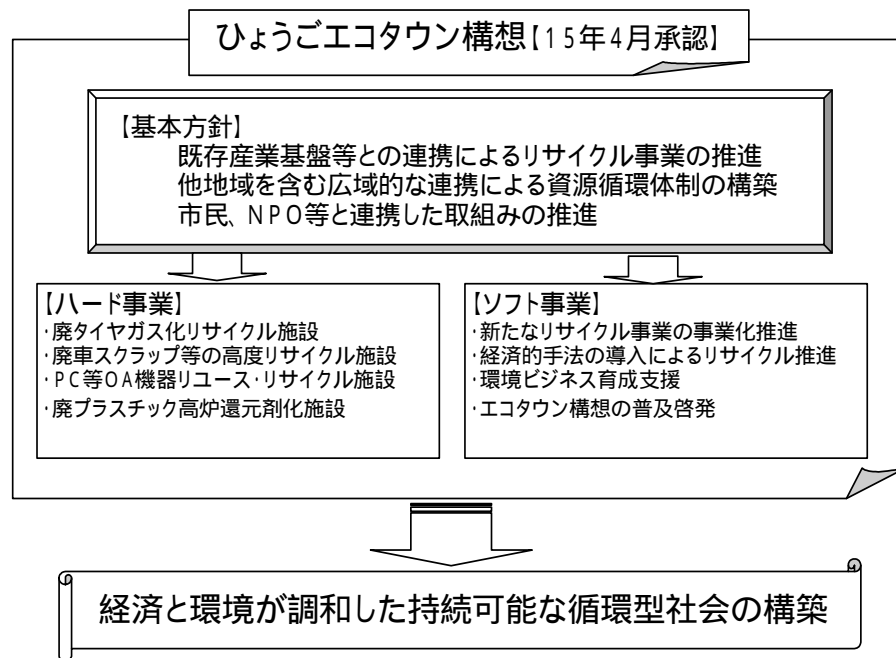


図4-9 ひょうごエコタウン構想

- ・ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法 対象：テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機）対象の廃家電について、兵庫方式の運用の徹底を図るとともに、家電リサイクル法対象以外の家電についても収集システムの構築について検討を行う。
- ・ レアメタルが含有され有効利用が求められている携帯電話等の使用済み電気・電子製品のリサイクルの促進を図るとともに、リサイクルが進んでいない一般家庭の廃蛍光管の収集方法を検討し、廃蛍光管リサイクルシステムを構築のうえ、市町での取組を展開するとともに、産業廃棄物協会、環境保全管理者協会等を通じ大規模事業所の取組促進を図る。
- ・ 空き缶の散乱防止と貴重な資源の確実な回収を図るため、使用済み容器の回収に一定の経済的インセンティブ（誘因）を与える兵庫型デポジット制度（協力者に対し、割引サービス等の特典を与えるシステム。相生市では、空き缶1本につき磁気カード1ポイント加算され、300ポイントで相生市指定ごみ袋と交換している。）による容器回収システムの構築を促進する。

エ リサイクル技術の向上

- ・ 廃棄物系バイオマスとして利活用が期待されている下水汚泥について、メタン醗酵・原燃料化や熔融スラグの建設資材・コンクリート二次製品への

使用拡大を図るとともに、焼却灰の有効利用について検討を行う。

- ・ひょうごエコタウン推進会議で、一層の有効利用が期待される間伐材（木製遮音壁、木製柵、燃料等）、鉄鋼スラグ（藻礁、海底覆砂）等の実用化研究と技術普及による製品化等を促進する。

2 廃棄物の適正処理の推進

施策推進の考え方と方向性

産業廃棄物の不法投棄の未然防止、適正処理の確保を図るため、兵庫県では、排出事業者の責務強化、地域ぐるみの不法投棄未然防止活動など種々の施策を展開しており、大規模事案は減少したものの、件数は横ばい傾向であり、内容については悪質化の傾向が見られるため、引き続き、不適正処理の未然防止と不法行為に対する厳正な対処を進める必要がある。

今後、廃棄物不適正処理対策を強化するとともに、監視体制、ボランティア等を活用した不法投棄通報体制の強化を図り、地域住民と連携して「不法投棄を許さない地域づくり」の推進を図る。

施策の進め方

ア 不法投棄の未然防止

- ・排出事業者、処理業者に対し、産業廃棄物の適正処理の遵守を徹底していく。
- ・廃棄物処理業者を対象とした講習会や情報交換を通じ、リサイクル業者の育成や指導、知識の普及に努める。
- ・地域における不法投棄防止意識の高揚をめざし、住民と合同監視パトロールの実施や、自治会への監視カメラの貸出、郵便局、JA、宅配業者や自治体等の協力を得た不法投棄通報体制の充実などにより、不法投棄を許さない地域づくりを推進するとともに、不法投棄に対する厳格な対応を行う。

イ 不法投棄の早期解決

- ・不法投棄された廃棄物は、行為者に対し原状回復を求めるとともに、行為者が不明な場合等により地域住民の生活環境に支障が生じている事案に対しては、「兵庫県不適正処理適正化推進基金制度」等を利用して、原状回復を推進していく。

ウ 公共関与による適正処理

- ・大阪湾圏域での最終処分場の確保や市町・事業者では処理が困難な廃棄物の処理のため、大阪湾広域臨海環境整備センターや(財)兵庫県環境クリエイトセンターなど公共関与による適正処理を推進していく。

3 施策推進に向けた各主体の取組方向

【県民】

- ・「もったいない」精神の重要性を認識することによるごみ排出削減
- ・環境にやさしい買い物運動やマイバッグの持参によるレジ袋削減への積極的な取組など、環境に配慮した行動の実践
- ・決められたごみの出し方、分別の仕方、ごみを出す場所等の厳守など、市町のごみの収集への積極的な協力による廃棄物の資源化・再利用等の推進
- ・地域の自治会等が実施する新聞紙・段ボールなどの集団回収への積極的な協力による廃棄物の資源化・再利用等の推進
- ・不法投棄の通報、監視パトロール等への積極的な協力による不法投棄を許さない地域づくりの推進

【事業者】

- ・レジ袋の削減や簡易包装の実施など、ごみの発生抑制への積極的な取組
- ・不要となった書類や資料に使用した紙等の古紙回収業者等への引き渡しによる廃棄物の資源化・再利用の推進
- ・産業廃棄物の適正処理の遵守・徹底
- ・廃棄物の減量化・再資源化計画の作成など、排出抑制への積極的な取組
- ・電子マニフェストの積極的な使用による産業廃棄物の不法投棄の防止等への協力

【行政】

- ・ごみの有料化、レジ袋の削減等の推進によるごみの減量化の促進
- ・次代を担う幼児・児童・生徒が自ら「体験」、「発見」し、自ら「学ぶ」ことで、ごみの減量化・再資源化などにつなげる環境学習・教育の展開
- ・分別収集計画に基づく施策の展開による容器包装廃棄物の排出抑制、分別収集、再生利用の促進
- ・県と市町が協力して構築する事業系ごみ（古紙）のリサイクルシステムによる廃棄物の資源化・再利用の推進
- ・産業廃棄物処理業者を対象とした講習会や情報交換を通じたリサイクル業者の育成や指導、知識の普及
- ・不法投棄を許さない地域づくりの推進、不法投棄に対する厳格な対応
- ・不法投棄行為者に対し原状回復を求めるとともに、公共関与による適正処理の推進

第3章 生物多様性の保全

1 生物多様性保全のための基本方針の策定

施策推進の考え方と方向性

兵庫県においては、多様な環境と温暖な気候といった地理的要因の下、古くから独自の地域文化が栄え、多くの人々が自然の恩恵を受けて生活を営んできた。しかし、開発等の人間活動や中山間地域における人口減少・高齢化による人間活動の縮小等により、野生生物種の減少、里山の荒廃、藻場・干潟の減少等海域の自然環境の質の悪化などが進行するとともに、地球温暖化が生態系に及ぼす影響が懸念されている。

また、人が自然とふれあい、自然を感じる機会が失われつつあり、人が、日常の生活感覚において、自然と無関係に存在しているかのような誤解さえ生じている。

このようななか、コウノトリの野生復帰に向けて田、川、里山等の自然再生と保全が、地域の多くの人々の理解と行動によりもたらされたことは、世界に誇れる県民の成果であり、この他にも県内には、上山エコミュージアム、いなみ野ため池ミュージアムの取組をはじめ、各地で自然環境保全・再生に向けた様々な取組が進められている。しかしながら、様々な成果の蓄積はあるものの、各種施策が個別・分散的に進められているため、生物多様性保全のための基本的な方針を策定し、豊かな生物多様性を将来にわたって継承し、その恵みを持続的に享受できる「自然共生社会」の構築を目指す。

施策の進め方

ア 「生物多様性ひょうご戦略(仮称)」の策定

- ・生物多様性の保全と豊かな自然の恵みを持続的に利用していくための基本となる「生物多様性ひょうご戦略(仮称)」を策定する。
- ・これにより、劣化した生態系を回復するとともに、侵略的な特定外来生物の防除等により野生動植物種を保全し、「ひょうごの森・川・海再生プラン」とともに、生物多様性の保全に向けた取組を総合的・体系的に推進していく。

2 野生動植物の保全と共生

施策推進の考え方と方向性

野生動植物は、生態系の中における物質循環の担い手として自然環境のバランスの維持に寄与し、大気、水、食べ物や医薬品等をもたらしている。また、狩猟、釣り、観賞等の対象として我々の生活に潤いを与えている。一方、人間活動は、野生生物の生息・生育に影響を及ぼし、また、野生動物と人とのあつれきも生じ

ている。このため、野生生物を保全するとともに、野生動物と人との共生を図るための取組を推進する。

また、生物は、その生息・生育環境の変化に対して、その場所で進化するか又は生息・生育できる場所に移動することにより適応しているが、地球温暖化の影響は、生物が適応できない速度で進行し、避けられない危機となりつつあることが、現実のこととして危惧されている。外来生物の侵入に関しても、温度上昇が大きく影響すると考えられる。そのため、ブナの生育地の変化など気候変動が原因と考えられる野生生物の生育状況の変化の把握に努め、その結果を野生生物の保全や自然再生の活動に反映させていく。

施策の進め方

ア 生物多様性保全のための施策

- ・貴重な野生生物や植物群落等を保全するため、兵庫県版レッドデータブックの常時点検、見直しを行い、環境の保全と創造に関する条例に基づく指定野生動植物種としての指定の必要性及び有効性等の検討を進める。
- ・保全すべき森林や沿岸域等での開発は極力抑制し、やむをえず土地利用を改変する場合は、兵庫県版レッドデータブックを踏まえた野生生物や植物群落等への影響評価等により保全を図る。
- ・他の生息空間との相互移動が可能となるよう生息・生育地の連続性（エコロジカル・ネットワークの構築）が図られるよう配慮する。

イ 野生動物との共生

- ・人とのあつれきを引き起こす野生動物の生息状況や行動特性等を調査研究し、科学的、計画的な保護管理を推進する。
- ・野生動物の行動生態の研究を踏まえた生態的バランスのとれた森づくりを推進する。

ウ 環境創造型農業の展開

- ・「コウノトリ育む農法」等のように、化学肥料・農薬の使用を極力抑え、自然生態系の活力を可能な限り活かした人と環境にやさしい環境創造型農業の県内各地への展開を図るなど、農林水産業による人の営みと生物多様性との調和を推進する。

エ 地球温暖化による影響の把握・対応

- ・生態系への影響がどの程度生じるかは明らかではないが、本県の野生動植物の変化を観察し、地球温暖化による影響を受けやすい種や適応力の高い種を把握するなど、県下の生態系への地球温暖化の影響に関する情報を地域住民やNPO等の様々な主体が共有することにより、野生動植物の保全や自然再生の取組等に活用する。

3 県民総参加による森づくりの推進

施策推進の考え方と方向性

木材価格の低迷等により林業生産活動が停滞していることから、間伐未実施の人工林が増えている。こうした森林は、下層植生が失われ土壌が露出し、水を蓄える機能の低下や川下への土砂の流出が懸念されるとともに、雪害や風害等の自然災害に弱くなっている。

また、かつて燃料や農業用肥料を採取するために人間が利用することで維持されてきた広葉樹二次林や松林等の集落周辺の森林を「里山林」と呼び、里山林を中心に、地域社会の文化や生活と密接な関係を持つ集落、田畑、景観を含めて「里山」と呼んでいるが、集落周辺の天然林である里山林が放置され、生物多様性の低下や景観の悪化など荒廃が進みつつあり、その結果、生産の場としても価値が低下し、無秩序に開発される恐れが生じている。

このように、環境問題への関心が高まり、森林の有する水資源の確保、土砂災害の防止、地球温暖化防止などの公益的機能への期待が高まる中で、間伐の遅れや里山林の荒廃など森林の劣化が進み、公益的機能が十分に発揮できない状況にある。

しかし、森林は県民全体の財産であり、所有者だけで守れないなら県民みんなで守る必要があるため、森林整備への公的関与を充実するとともに、県民総参加の森づくりを推進し、森林の再生を図る。また、森林の防災機能の強化を図り、災害に強い森づくりを推進する。

施策の進め方

ア 人工林の間伐の推進

- ・間伐されず荒廃した人工林の公益的機能を緊急に回復するために、公費100%負担により間伐を実施する。

イ 里山林の再生

- ・里山林の地形、立地、植生等の状況に応じて整備を進め、環境保全機能を重視するとともに、自然体験や環境学習・教育の場などの文化・教育機能を重視した里山林の再生を推進する。

ウ 県民の参加による森づくり

- ・間伐や柴刈り等の森づくりを実践する森林ボランティアを育成する。
- ・「企業の森づくり制度」の推進や森林の大切さに対する県民の理解と関心を高める森林環境教育・イベント等の実施を通じた県民総参加による森づくりを推進する。

エ 災害に強い森づくり

- ・過去の台風災害を踏まえ、森林の防災面での機能強化を早期・確実に進めるため、急傾斜等により防災機能を強化する必要がある森林について、緊急防災林整備、里山防災林整備、針葉樹林と広葉樹林の混交林整備、野生動物育成林整備等を実施し、災害に強い森づくりを推進する。

オ 在来種による植栽

- ・これらの施策の実施にあたっては、地元の在来種を用いた苗を育て、植栽するように努めていく。



森林ボランティア講座での間伐実習
(多可町)



災害に強い森づくりの推進
(現地見学会の開催)(丹波市)

4 里地・里山・里海等の自然再生の推進

施策推進の考え方と方向性

雑木林や水田からなる田園や沿岸域は、我々に安らぎをもたらすとともに、様々な生きものを育てている。これらは人が適切に自然に関与することで形成されてきた身近な自然である。これら身近な自然は、都市化等の開発の影響を受けるとともに、放置が進むことによる劣化が進んでいることから、持続可能な活用を図るとともに、自然再生への取組を進める必要がある。

また、多様な野生生物が生息・生育する里地・里山は、自然を単に利用するだけでなく、自然と共生し、自然から持続的に恵みを楽しむ先人の知恵、技術、伝統に培われたものであり、これを将来世代に引き継いでいかななくてはならず、さらに、人間活動の影響等により失われた自然を再生することが求められている。

施策の進め方

ア 参画と協働による里地・里山の管理・再生

- ・里地・里山については、今日の社会情勢を踏まえ、個々の地域にふさわしい管理や利用、再生のありかたを地域住民、環境NPO、事業者、学識者等の様々な主体の参画と協働により、検討し、実現していく。
- ・特に、本県では、北摂地域の台場クヌギに代表される里山林における取組をはじめ、里山林やススキ草原、ブナ林、ため池の再生などの取組が各地で行われており、これらをさらに推進する。
- ・里地・里山、里海は、人々の身近な自然であり、環境学習・エコツアーズ

ムの場としての活用を促進する。

- ・先進的な自然再生活動事例を収集、整理し、県民をはじめとする様々な主体の自然再生活動への参画を促し、活動の活性化を促進する。

イ 瀬戸内海の保全・再生

- ・瀬戸内海には、藻場・干潟の減少、漁獲量の減少、底質の悪化、漂流ごみ・漂着ごみの顕在化などの問題が生じているため、「里海」を「適切に人の手が加えられ続けることによって高いレベルの生物多様性と生物生産性が維持された豊かで美しい海域」と定義し、里地・里山と同様、様々な主体の参画と協働による取組を検討し実現していく。
- ・瀬戸内海を再生するための新たな法整備に関する国等への働きかけなどを継続するとともに、播磨灘西部沿岸域における「播磨灘の里海づくり事業」や、尼崎港及び西宮市御前浜における水環境再生に向けた実証実験や環境学習などの具体的な取組を推進する。

ウ 尼崎 21 世紀の森構想

- ・産業構造の変化の中で多くの遊休地が発生するなど、地域活力が低下している尼崎臨海地域を魅力と活力あるまちに再生するため、人々の暮らしにゆとりと潤いをもたらす緑豊かな自然環境を創出し、森と水と人が共生する環境創造のまちづくりを目指す「尼崎 21 世紀の森構想」を推進する。

エ 公共事業における環境配慮

- ・里山林整備事業や多自然の川づくりなどを継続的に実施するとともに、公共工事に環境配慮型技術や工法を積極的に採用するなど、自然再生に努める。



上山高原のススキ高原（新温泉町）



西宮市御前浜での環境学習（植物探し）

5 外来生物対策の推進

施策推進の考え方と方向性

外来生物がいったん定着した場合には排除が困難なことから、外来生物による生態系等への被害を防止するため、外来生物についての知識の普及啓発を図るとともに、農林漁業被害対策、人への被害対策、生態系保全対策を進める。

施策の進め方

ア 外来生物の早期発見・リスト化

- ・新たな外来種の早期発見を図るため、関係者間のネットワーク形成、地域における外来種情報の収集、監視システムの構築を図る。
- ・県内の外来生物の種や生息域等を整理してリスト化し、啓発する。

イ 防除指針の作成

- ・農林業や人への被害を及ぼしている外来生物の適切な防除のための指針を作成する。

ウ 外来生物の生態等に関する理解の促進

- ・ペットとして飼われていた外来種の自然界への放置禁止の徹底等を図るため、外来生物の生態や被害に関する理解を深める。

6 自然とのふれあいの推進

施策推進の考え方と方向性

自然から心のゆとりや潤いを享受するとともに、生物多様性に関する理解や自然への畏敬の念を深めるためには、日常の生活や余暇等の様々な場面において、豊かで多様な自然とふれあえることが必要である。また、人々が日常的に自然を大切に思い、様々な主体が生物多様性の保全活動に取り組むことが重要である。このため、自然とのふれあいの場の整備、自然とのふれあいや保全活動の支援を推進する。

施策の進め方

ア 自然とのふれあいの機会の創出

- ・自然にふれあう機会をより多く確保するため、自然観察会等のイベントをはじめ、生物多様性を考える機会や場の拡大を図る。
- ・特に、国立公園、国定公園、県立自然公園や里地・里山、里海など、自然をフィールドとしたエコツアー等環境学習の場を広げていくとともに、兵庫の自然ふれあいマップやインターネットを通じた情報の提供等を進める。

イ 様々な主体の参画と協働による自然とのふれあい

- ・自然保護指導員、環境NPO、ナチュラルウォッチャーリーダーなどの活動を通して、自然公園や自然環境保全地域をはじめ、自然地の適切な利用と保全の充実を図りながら、自然とのふれあいを推進する。
- ・生物多様性の保全は人の生活や事業活動の様々な分野に及んでいることから、様々な分野における活動主体の自覚的な保全への働きかけが相互に関連し合いながら進められることが必要であるため、県民、NPO、事業者、

行政等のあらゆる主体が参加できるように支援・働きかけを行い、連携を図りながら生物多様性の保全の取組を進めていく。

ウ 都市における自然環境の保全・回復

- ・都市及びその近郊においては、良好な自然環境を回復・確保し、日常生活における自然とのふれあいを確保する観点から、風致地区、特別緑地保全地区、近郊緑地保全区域などの各種制度を活用した緑地の保全、都市公園などの整備、緑化を計画的に進めるとともに、公園や緑地などにおける環境学習・教育、自然体験活動、自然の中での遊びなどを積極的に推進する。

エ 世界ジオパークネットワークへの加盟に向けた取組

- ・山陰海岸国立公園は、地形・地質が変化に富み、地質の博物館とも言うべき優れた価値を有していることから、地質遺産として保全するとともに、学術的価値や自然景観の魅力を広くPRするため、ユネスコが支援する世界ジオパークネットワークへの加盟に向け、関係府県や市町等と連携した取組を進める。

7 施策推進に向けた各主体の取組方向

【県民】

- ・環境創造型農業によって生産された農産物等の生物多様性に配慮した商品を選択するなど、消費行動を通じた生物多様性の保全と持続可能な利用への貢献
- ・自然とふれあい自然を体験することによる生物多様性の重要性の実感、保全活動等への積極的な参加
- ・希少な野生動植物の捕獲や採取は行わないとともに、ペットなどの購入・飼育の際の外来生物法の厳守

[N P O等活動団体]

- ・生物多様性を保全するための活動の実践、広く県民の参加を受け入れるプログラムの提供
- ・専門的な知見や経験を活かした企業や教育機関等の取組の支援

【事業者】

- ・事業活動が生物多様性に及ぼす影響を把握し、原材料の利用などにおける生物多様性に配慮した事業活動の促進
- ・事業活動に係る生物多様性への配慮に関する情報の積極的な公開
- ・社会貢献活動としての森林や里山等における生物多様性の保全への貢献や、NPO等の民間活動団体への支援

【行政】

- ・すべての事業で生物多様性の視点を持つことができるためのレッドデータブックによる希少生物情報の提供や専門家による助言制度などの基盤整備
- ・自然環境の改変を伴う公共工事の際の生物多様性の保全への配慮
- ・県民の参画と協働による生物多様性の保全の推進のためのNPO等の民間団体の活動に対する支援
- ・生物多様性の普及啓発を図るための環境学習やエコツーリズム等の推進
- ・「コウノトリ育む農法」等のような化学肥料・農薬の使用を極力抑え、自然生態系の活力を可能な限り活かした人と環境にやさしい環境創造型農業の県内各地への展開など、農林水産業による人の営みと生物多様性との調和の推進

第4章 地域環境負荷の低減

1 地域的な環境問題の解決

施策推進の考え方と方向性

工場・事業場を原因とする公害は一定の改善が見られるが、依然として大気に係る二酸化窒素、浮遊粒子状物質の環境基準、幹線道路沿道、山陽新幹線鉄道沿線、大阪国際空港周辺地域における騒音の環境基準を達成していない地域があり、その解決を図るため、引き続き交通公害対策を推進する。

また、ディーゼル自動車や工場から排出される直径2.5マイクロメートル以下の微小粒子状物質（PM2.5）については、国においてリスク評価の検討が進められていることから、環境基準の設定等に向けた国の動向を踏まえ、適切な措置を講じる。

大阪湾で夏季を中心に発生している貧酸素水塊を改善するため、流入する汚濁負荷を削減する等の対策を引き続き講じる。

また、有害物質による環境汚染の遺産として、地下水、土壌の環境基準を達成していない地点が県下各地に見られ、土壌汚染対策法に基づく指定基準を超過する土壌が次々に発見されていることから、引き続き地下水・土壌汚染対策を推進する。

施策の進め方

ア 大気環境等の保全

- ・交通公害対策として、「環境の保全と創造に関する条例」に基づく自動車運行規制等を行うとともに、円滑な交通流を確保するため、渋滞交差点の改良やバイパスの整備等を推進し、さらに、公共交通機関の利用促進を図る。
- ・今後も既存のアスベスト含有建築物・工作物の解体、改修工事が見込まれることから、引き続き、飛散防止対策が適正に実施されるよう監視、指導していく。

イ 水・土壌環境の保全

- ・大阪湾の環境改善については、流入する汚濁負荷量の削減、合流式下水道の改善、自然を活用した環境改善施策等を進める。
- ・地下水・土壌汚染対策として、新たな局地的な汚染が明らかになった場合、その汚染範囲を特定し、被害を防止するため、汚染の除去、拡散の防止等の適切な対応を講じる。

2 環境影響を未然に防止する取組

施策推進の考え方と方向性

我々は過去の公害の経験から、環境汚染は発生してからでは対応が困難なことが多く、未然防止が重要であることを学んだ。このため、現在の環境法令に基づく規制による未然防止に努めるとともに、将来起こりうる環境へのマイナス影響に対する予見方法や予防の手法について産学官の連携を図る。

さらに、環境の汚染実態の調査を進め、その結果により必要な措置を講じていくとともに、工場等における自主的な取組を促進するための措置を講ずる。

また、大規模な開発整備事業において、事業を環境負荷の少ないより望ましいものとしていくため、環境影響評価の適切な運用を推進する。

施策の進め方

ア 環境情報の公開と自主的取組

- ・環境汚染を未然に防止するため、従来の規制的手段に加え、環境情報の公開・共有化を進めるとともに、事業者自らが環境負荷の低減を実施するため、企業におけるCSRの重要性などについて、意識醸成を促す。
- ・県自身も経済活動の主体として大きな位置を占めることから、計画的な環境負荷削減に努め、率先した社会貢献と事業者等との連携によるノウハウのフィードバックを図る。
- ・環境技術開発の拠点づくりによる産学官による共同研究・開発等を進めるとともに、事業者に対するグリーンエネルギーの普及啓発事業を実施し、地域環境負荷の低減を図る。

イ 透明・公正な環境影響評価

- ・県民、事業者、行政の各主体の参画と協働という趣旨から、環境影響評価制度の運用においては、公平さ及び客観性が確保され、相互の信頼に基づき、情報公開も含め、手続が透明かつ公正に実施されるよう徹底する。
- ・事業のより早い段階から、県民等の参加を図りつつ、環境への配慮を行い、重大な環境影響を早期に回避する仕組みである計画段階環境アセスメントについては、環境省や国土交通省でガイドラインが策定されるなど検討が進められている。これらの動向を踏まえつつ、ケーススタディーの実施等制度化への検討を進める。

ウ 越境汚染への対応

- ・光化学オキシダントや浮遊粒子状物質濃度等の地域の環境質に影響を与える他国からの越境汚染の実態の把握に努める。

3 有害化学物質対策

施策推進の考え方と方向性

規制対象の化学物質をはじめ、規制対象となっていない化学物質についても安

全性等の情報収集・把握を進め、化学物質リスク監視体制の構築を図る。

施策の進め方

ア 法規制の的確な実施

- ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、工場等における化学物質の排出量及び移動量を把握するとともに、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の規制対象物質となっている化学物質の排出規制を行う。

イ 未規制化学物質対策

- ・大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の規制対象となっていないが、国際的に対策が検討されている一部のフッ素化合物類やフタル酸エステルなど、健康への影響のおそれがある物質について調査研究を進め、県内の環境中の実態を把握し、工場等における自主的な取組を促進するとともに、必要に応じて規制的措置を検討する。

ウ PCB対策

- ・PCBを含むトランス、コンデンサ等の廃棄物については、「兵庫県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に基づき適正な処理を推進していく。

4 施策推進に向けた各主体の取組方向

【県民】

- ・環境影響評価手続きへの積極的な参加など、地域環境の保全に対する意識向上

【事業者】

- ・自主的な規制の徹底による汚濁物質の排出削減

【行政】

- ・交通公害対策や地下水・土壌汚染対策等の公害対策の推進のための環境法令に基づく規制の継続的な取組
- ・環境汚染の未然防止のための従来の規制的手段に加えた、環境情報の公開・共有化
- ・規制対象の化学物質をはじめ、規制対象となっていない化学物質についても安全性等の情報収集・把握を進めることによる化学物質リスク監視体制の構築

第5章 環境保全・創造のための地域システム確立

1 環境の担い手づくり

各主体間の連携の下、ライフステージに応じた「体験」「発見」を中心とする環境学習・教育を積極的に展開することにより、環境を大切に思う「価値観」「こころ」を育み、環境保全・創造に向け積極的に行動する担い手“ひょうごエコ・プレーヤー”の創出を図る。

(1) 連携・役割分担による環境学習・教育の推進

施策推進の考え方と方向性

学校、地域、社会、職場、サービス提供の現場等の様々な場において、社会を構成する多様な主体によって、適切な役割分担の下、相互に連携して環境学習・教育に取り組むなど、パートナーシップを促進する。

施策の進め方

ア 学校・教育機関、大学・研究機関

- ・学校等において、児童・生徒に対し、環境に関する意識や環境倫理の醸成、知識の習得等を実現する環境学習・教育を実施する。
- ・環境学習・教育カリキュラムの開発や教員の研修等を主体的・積極的に行う。
- ・大学等の研究機関において、学校、地域等との連携の下、新たな学習・教育方法を研究するとともに、環境学習・教育の専門的人材を養成する。

イ 地域団体

- ・本県の環境学習・教育の推進力として、地域における環境学習・教育の主体となるとともに、学校や企業等の取組を支援する。

ウ 企業・事業者

- ・事業における環境負荷の低減や環境配慮型経営の実現に向けた企業内教育を行う。
- ・地域の一員として、地域における環境学習・教育の支援や環境保全活動に積極的に参画する。
- ・環境配慮型製品の購入やリサイクルの推進等に向けて、生活者の意識啓発を行う。

エ 行政・中間支援組織

- ・行政にあっては、地域の実情に即した活動を促進するため、地域団体、中間支援組織等に対し必要な支援を行う。
- ・中間支援組織にあっては、NPO等の地域団体に対し情報提供、コーディネートを行い、多様な主体の交流・連携を支援する。
- ・地域団体に対しては、民間団体等の設立支援、運営相談、活動支援資金

等の情報提供、連携を求める団体や個人間の連携・マッチング支援等の活動支援を行う。

- ・企業・事業者に対しては、環境学習・教育のインセンティブづくり、活躍の場の紹介、中小企業へのカリキュラム作成支援等といった活動支援を行う。

(2) ライフステージに応じた環境学習・教育の推進

施策推進の考え方と方向性

ライフサイクルを通じてエコライフを実践できるよう、各ステージに応じて質の高い環境学習・教育を推進することにより、ライフスタイルの変革をもたらすとともに、参加者の裾野の拡大を図る。

施策の進め方

ア 幼児期の環境学習

- ・家庭において「もの」を大切にすることや環境に配慮した生活習慣を身につけさせるとともに、日常生活や集団生活の中で、体全体で自然と親しめる機会を与え、豊かな感受性を育み、自然の希少性や生命・環境の大切さを体感させる。
- ・幼稚園・保育所を実施主体とし、地域住民等の協力を得て、自然体験や農作業体験など「生命の大切さ」に気づく体験型環境学習事業を推進していく。

イ 学齢期の環境学習

- ・環境体験事業、自然学校、トライやる・ウィーク等の体験型の学習など、地域との連携による体験活動を通じて、生命に対する畏敬の念など生きる力を育成するとともに、環境問題に対する意識の醸成や環境に配慮した社会規範、消費者倫理の涵養と環境に配慮した行動を促進する。
- ・具体的には、総合的な学習の時間や理科・社会等教科の教育活動の中で、学習効果を高めるため、農家や自然観察・生物観察指導者、里山体験指導者等のサポーターの支援を得て、校外環境体験学習を推進していく。

ウ 成人期の環境学習

- ・日常生活を通じた環境学習・教育の成果を実践するとともに、地域固有の環境や景観の保全・継承の重要性を次世代に教えるため、地域の環境保全・創造活動に積極的に参加する。
- ・地域の有識者や地域の代表者、環境体験の支援者の代表等を構成員として地域ごとに設置されている運営協議会等を核として、環境学習を積極的に支援していく。

(3) 環境学習・教育をリードする人材の確保・育成

施策推進の考え方と方向性

地域において専門知識、経験等を有し、環境学習・教育を実施できる企画・運営能力を持った指導者等を養成するなど、環境学習・教育の推進に向けて専門的人材を確保・育成する。

施策の進め方

ア 環境学習・教育の推進に係る人材の確保・育成

- ・地域リーダー、教員、企業従事者等向けに研修を実施する。
- ・安全性の確保が必要な川・海の環境学習・教育ボランティアや、学校・地域と団体・施設等をつなぐコーディネーター、ファシリテーター等の人材育成を推進する。
- ・育成された多様な人材が、各地域におけるサポーターとして登録され、環境学習・教育の推進に携わることができるよう施策連携を図る。

2 地域資源の活用とネットワーク化

(1) 地域資源を活かした環境保全・創造の地域づくり

施策推進の考え方と方向性

本県の自然環境、文化、地域の多様性を活かした環境学習・教育を行うことが必要であることから、森、川、海等の様々な空間における各種施設を活用した体験型環境学習・教育の場づくりに努めるとともに、学校と民間団体、地域と企業など関係機関・施設の相互協力を推進することにより、豊富な地域資源を活かした環境保全・創造の地域づくりを進める。

施策の進め方

ア 多様な自然・風土を活かした環境学習・教育

- ・県内には河川やため池が多いことから、健全な水循環等を題材とした森・川・海のつながりや生態系についての学習、コウノトリ野生復帰等自然再生についての学習など、学びの資源として兵庫発の環境学習・教育モデルを確立し、発信する。

イ 地域の施設・人材を活用した体験型環境学習・教育

- ・各種施設や地域の人材、活動場所（フィールド）など、地域の資源を積極的に活用し、県民運動や地域での様々な取組と連携して体験型環境学習・教育の幅広い提供を行う。



はりまエコハウス（佐用郡佐用町）



県立いえしま自然体験センター（姫路市）

(2) 地域コミュニティ活性化による環境の組織・ネットワークづくり 施策推進の考え方と方向性

NPO等の地域団体は、地域に根ざした取組を推進する実施主体であるとともに、環境学習・教育の地域資源を守り育て、環境学習・教育と環境美化活動等の実践活動の一体的展開を実質的に支える上で不可欠な存在であり、学校・家庭・企業等との間で地域ネットワークを構築する際の結節点として重要な役割を果たすことから、地域コミュニティを活性化させ、環境の組織・ネットワークづくりに取り組む。

また、地域から日常生活を環境と調和したものに転換していくことが求められ、省エネルギーやグリーン購入の取組等を通じ、地球環境時代に相応しい新しいライフスタイルの構築を目指す。

施策の進め方

ア 県民運動と体験型環境学習・教育の連携

・「クリーン但馬 10 万人大作戦」や「淡路全島一斉清掃」等の住民参加による環境美化活動、リサイクル等の循環型社会形成事業など、環境と関わりの深い活動が多数含まれる県民運動と体験型環境学習・教育との連携を進め、学習と実践の一体的な展開を図る。



海辺の漂着物クリーン作戦（竹野海岸）



淡路全島一斉清掃の様子

イ 地球環境時代に適応した新しいライフスタイルの展開

- ・県民の主体的な環境行動を育むため、女性団体や消費者団体、企業等の様々な主体が参画するネットワークの活動を支援し、県民や民間とともに地球環境時代に適応した新しいライフスタイルを提唱していく。

(3) 環境を通じた地域間交流の活性化

施策推進の考え方と方向性

都市においては過度の集中による環境負荷の増大が問題となる一方、農村においては高齢化や人口減少等により環境の維持・管理が困難になるなど、都市・農村それぞれが抱える環境課題は質的に異なっている。このため、それぞれの強みを活かし、連携・交流を進め補完し合うことによって、双方の環境課題の解決を図る必要がある。

また、都市と農村の双方において、自ら暮らす地域の有する自然や景観・町並み等といった地域の魅力を認識し、自分たちの地域に対する愛着や誇りを高める一方、他の地域の魅力にも気づき、都市と農村、地域と地域の間に双方向の人の流れや多面的なつながりが生まれるよう、地域間交流を推進する。さらに、美しい自然に親しみたいというツーリズムニーズは大きいことから、自然を活用した交流の機会づくりを進めるとともに、環境保全にも生かしていく。

施策の進め方

ア ひょうごの森・川・海再生プランの総合的推進

- ・県下の森・川・海は様々な特性を持ち、同時にそれらは相互につながっているため、失われた自然や健全な水循環の再生・回復を目指し、「ひょうごの森・川・海再生プラン」(平成14年(2002年)策定)に基づき、森・川・海再生に係る施策・事業を総合的に推進する。
- ・流域に暮らす人々と自然環境との関わりを回復させながら、参画と協働のもと特色のある取組を推進し、森・川・海でつながる環境を通じた地域間交流を積極的に促進していく。
- ・里山林の整備、多自然の川づくり、藻場の造成等の目標・指標を設定し、森・川・海をつなぐ自然環境の再生に係る事業を総合的に進める。
- ・森・川・海を舞台とした環境学習・教育を推進し、参画と協働の実践の場の提供や機会の充実を図り、県民による環境の保全・再生に向けた実践活動の促進を図っていく。

イ エコツーリズム

- ・地域住民、NPO、事業者等の各主体が連携し、人と自然のつながりや地域社会の活性化を目指すエコツーリズムの推進を図る。

(4) 専門機関や専門家との交流連携・発信

施策推進の考え方と方向性

地球温暖化をはじめとする様々な環境問題を解決するためには、現状の理解が必要であり、そのためには正確な情報と判りやすい解説が不可欠である。

県下には、生物多様性、地球温暖化、循環型社会形成に関し、様々な専門機関が立地し、その分野において専門家が数多く存在することから、専門家が有する知見、情報の積極的な活用を図っていくことが重要である。

施策の進め方

ア 県内の専門機関や専門家の交流・連携

- ・本県に立地している様々な専門機関の活動支援を通じて、相互の交流・連携が促進されるよう支援していく。
- ・地球環境研究支援活動を展開するアジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）の事務局機能を担うAPNセンターや、(財)地球環境戦略研究機関（IGES）関西研究センター、(財)国際エメックスセンターにおける地球環境問題に関する政策研究の成果を環境施策に反映する。
- ・県立人と自然の博物館や兵庫県森林動物研究センターにおける生物多様性に関する研究成果等を環境施策に反映するとともに、県内の団体・企業・県民への普及啓発を図る。

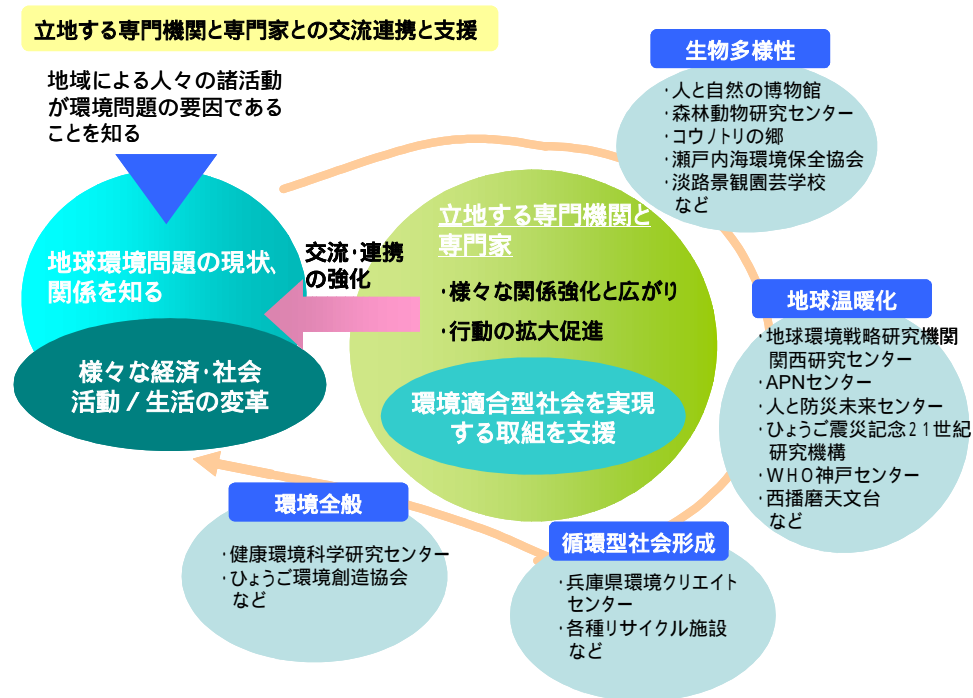


図 4 - 10 立地する専門機関と専門家との交流連携と支援

(5) 国際環境協力の推進

施策推進の考え方と方向性

地球環境問題が国境や世代を超え、広域的な問題として顕在化している。またこのような事態が環境資源の劣化を招き、人類の将来をも脅かそうとしていることから、国際的な環境問題に対し、環境先進県として本県が有する経験や技術を活かし、持続可能な開発に向けた国際環境協力の取組を推進する。

施策の進め方

ア 広東省等との環境ビジネス交流事業

- ・姉妹提携等を締結している中国・広東省等の環境問題の解決を目指し、県内企業が有する環境改善技術に関する情報をウェブサイト等を活用して発信し、具体的な事業について日中両国の企業間の連携した取組を促す。

イ 世界閉鎖性海域環境保全会議(エメックス会議)への参画

- ・「世界閉鎖性海域環境保全会議」(エメックス会議)の開催にあたり、同会議の提唱者であり、エメックス活動を推進する本県として、開催の支援や参画を通じて国際環境協力を推進する。

ウ 環境分野における研修生の受入

- ・(独)国際協力機構(JICA)等による開発途上国等の技術研修生を受け入れ、環境モニタリング技術の習得に協力する。

エ 植林支援による地球温暖化対策

- ・地域レベルでの国際協力による地球温暖化防止を推進するため、(財)ひょうご環境創造協会における「モンゴル森林再生支援プロジェクト」など、植林支援プロジェクトを推進する。

3 環境と経済の好循環に向けた取組

(1) 企業のCSR活動の促進

施策推進の考え方と方向性

20世紀型の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムから脱却し、自然と共生した持続可能な循環型社会の実現を目指し、経済システムやライフスタイルの変革を現実のものとしていくことが求められている。このため、社会の構成員である県民、事業者、行政等の全てのものが、環境保全や創造についての関心を高め、現状をより認識し、日常生活や事業活動から生じる環境負荷を減らすほか、環境創造に参画するなど、個人、地域レベルで環境に配慮した具体的な行動を進めていくことが必要である。

とりわけ、企業の環境に配慮した活動や環境創生への関与が求められている。

特に近時、コンプライアンス（法令遵守）等の企業の社会的責任がより一層問われるようになってきた。こうした中、企業活動そのもののプロセスに、環境への配慮や創造活動への参加を組み込んでいくこと、そして、その理念や具体的活動をあらゆる利害関係者や地域に対して明確にしていくことが、持続可能な企業経営に必要とされるようになってきた。企業の環境との関わり方が企業価値や製品価値を高める、そうした社会、経済のあり方を、その地域をフィールドとして活動する民間事業者とともに構築し、企業の積極的な環境の保全・創造への参画を促していく。

施策の進め方

ア 企業のCSR活動への支援

- ・環境負荷を低減する新技術の開発やサービスの提供は、環境保全ニーズの高まりに伴い拡大しつつあり、環境ビジネスの進展に期待が寄せられる一方、消費者の関心の低さや情報を入手しにくい等の課題もあり、ビジネス環境としては未成熟であるため、その整備を図っていく。
- ・企業における環境報告書の作成・公表を促進するなど、企業による環境の保全・創造に向けた取組を積極的に支援していく。

(2) 環境ビジネスの活性化

施策推進の考え方と方向性

環境を良くすることが経済を発展させ、経済の活性化が環境を改善するという「環境と経済の好循環」が実現するための基盤である「環境の価値を積極的に評価する社会」の形成を促進する。

このため、企業活動において、環境に良い商品・サービスを市場に出し、事業からの環境負荷の削減に努めるとともに先進的な環境技術や環境に配慮するための方法や仕組みづくりとなる環境ビジネスが重要である。

環境ビジネスは、我々のライフスタイルを転換し、経済・社会構造のグリーン化に向けた可能性を開くと同時に今後多くの雇用機会をもたらす、資源が循環し、エネルギー効率の高い循環型社会の構築に不可欠であることから、その活性化を促進していく。

また、生産者が環境に良い商品やサービスを市場に出しても、消費者が購入しなければ、これらは普及しない。環境に良い商品・サービスが普及し、更なる改善・開発につながっていくためには、商品・サービスに関する確かな知識が消費者に届くようにすることが必要である。さらに、消費者が環境に良い商品・サービスを選択するような経済的インセンティブをもたらす仕組みづくりが必要である。

施策の進め方

ア 環境ビジネスに係る情報の収集・発信

- ・環境保全への貢献が可能な先進的技術や、環境配慮のための方法の開発に取り組む企業の環境ビジネスに関する情報を積極的な収集・評価し、企業間の情報交流と協働の仕組みづくりに取り組むとともに、県民への情報発信を促進する。

イ 環境ビジネスの新たな分野への拡大

- ・環境ビジネスを物づくりに関わる技術だけでなく、家電・家具のレンタルや省エネ等のサービスにも広げ、積極的に支援していく。
- ・エコファンドなど環境配慮に独自性を出した金融商品等の情報提供を支援していく。

ウ 消費者向け環境ビジネスの展開

- ・省エネ家電の家庭への導入を促進するため、兵庫県電機商業組合及び家電量販店と県との間で締結した「省エネ家電普及促進に関する協定」に基づき、各店舗での消費者への情報提供を行う。
- ・環境に良い商品・サービスを購入する際などにポイントを付与し、貯まったポイントで、様々な商品・サービスや他のポイントや電子マネー等との交換などができるエコポイントの仕組みづくりを図る。

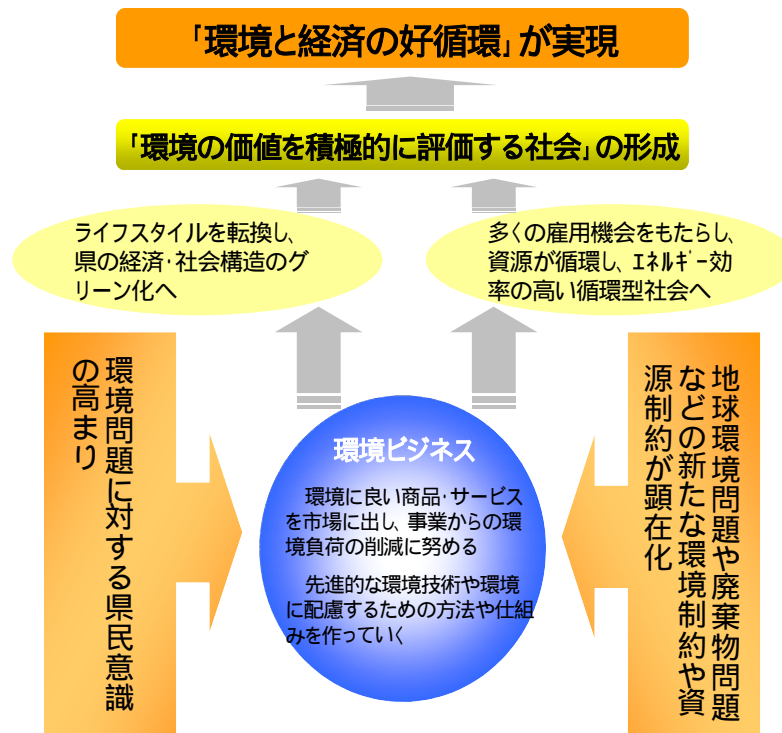


図4-11 環境ビジネスの活性化と環境と経済の好循環の実現

(3) 環境技術開発の拠点づくり

施策推進の考え方と方向性

地球温暖化対策を推進するためには、高効率エネルギーシステムや機器の導入を図るとともに、新エネルギーの利用等を促進することが重要である。温暖化対策等に資する環境技術の向上・開発を図るため、産学官が連携して共同研究・開発等を推進する。

施策の進め方

ア 産学官の連携による共同研究・開発

- ・産学官による共同研究・開発を進めるため、受け皿となる組織を整備し、環境技術に関する技術開発、情報収集・提供、調査・研究、事業化支援等の総合調整を図る。
- ・環境全般にわたるニーズ把握、技術開発、事業化支援を進めるため、国の研究機関や大学等との連携強化を図り、幅広い支援を行う。

4 防災・減災の視点も含めた環境対策の推進

施策推進の考え方と方向性

阪神・淡路大震災を通じ、自然や生きることの大切さを改めて認識するとともに、災害を契機にボランティアやNPO等の活動が活発化するなど、新たな参画と協働の気運や活動が生じた。こうした災害時の様々な経験を教訓として、防災・減災の視点を取り入れた環境学習・教育を推進する。

また、都市の公園や緑地は、自然環境の保全、ヒートアイランド現象の緩和、自然とのふれあいの場の創出など、平時には都市における環境の保全・創造に資する一方、災害時には、火災の延焼を防ぎ、避難地・避難路などの避難空間となり、救助・救援、復旧・復興拠点となるなどの防災機能を有している。そのため、環境保全・創造と防災・減災の両方の視点から、都市の公園や緑地の整備・利活用を推進する。

さらに、地球温暖化に伴い今後増加することが想定される自然災害の被害を最小限に抑制する「減災社会」の実現をめざし、防災・減災の視点を取り入れた地域における環境対策の強化を図る。

施策の進め方

ア 環境防災教育プログラム

- ・持続可能な開発には、文化的、社会的、自然的環境を健全に維持するために、コミュニティによる防災力の向上とその教育が必要であることから、環境と防災を統合・両立した環境防災教育プログラムを推進する。

イ 環境保全・創造と防災・減災に配慮した地域づくり

- ・都市における環境の保全・創造と防災・減災に配慮した安全・安心の地域づくりを推進するため、防災公園の整備や既存公園の防災力向上（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、広場、防火樹林帯など）を図る。

ウ 気候変動に伴う自然災害への対応

- ・行政による各種防災対策事業の実施にとどまらず、自助・共助・公助を適切に組み合わせることにより地域における防災・減災力を高め、地球温暖化に伴う自然災害の被害を最小限に抑制する「減災社会」の実現を目指す。

5 環境情報の充実・発信

(1) 県民・事業者・行政による環境情報の共有化

施策推進の考え方と方向性

環境を通じた地域間交流、県民の新たなライフスタイルの創造等、従来の公害対策とは異なる新たな環境施策を推進するために、民間企業や県民が保有するデータ等も加えた幅広く多面的な環境情報の提供と共有を図る。

施策の進め方

ア 環境情報の充実・発信・共有化

- ・様々な立場の人が双方向のコミュニケーションを行い、全ての利害関係者が様々な角度から環境情報を分析し、より良い環境の創造の取組を行えるよう、HP等による情報発信を充実させるとともに意見・情報交換の場を設けるなど、環境情報の充実・発信・共有化を図っていく。

(2) 日本の縮図・兵庫からの環境情報の発信

施策推進の考え方と方向性

兵庫には、コウノトリ野生復帰をはじめとする環境保全・自然再生の取組、瀬戸内海と世界の閉鎖性海域の環境創造に対するリーダーシップ等、内外に発信すべき環境保全と創造の取組が多く存在する。

加えて、県内企業は先進的な環境技術や省エネ技術に関する多くのノウハウを有しており、これらによる国際貢献に大きなポテンシャルを有していることから、国内外への情報発信を図る。

施策の進め方

ア 国際的環境関連研究機関を活用した情報発信

- ・本県に立地する(財)国際エメックスセンター、(財)地球環境戦略研究機関（IGES）関西研究センター、アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）、WHO神戸センター等の国際的な環境関連研究拠点を活用し、情報発信・収集に努める。

イ 国際環境協力による情報発信

- ・中国広東省等との環境協定、ブラジル・パラナ州等との友好交流を通じた環境面の技術協力員の受け入れなどの国際貢献を通じ、日本の縮図・兵庫から先進的な環境保全・創造の取組を内外に積極的に発信していく。

6 施策推進に向けた各主体の取組方向

【県民】

- ・環境学習・教育を通じた環境を大切に思う「価値観」「こころ」の育成、環境保全・創造に向けた積極的な行動
- ・地域における環境保全活動への積極的な参画、地域コミュニティの活性化による環境保全・創造の推進
- ・災害時の経験を教訓とした、防災・減災の視点を取り入れた地域コミュニティによる環境対策の強化

【事業者】

- ・事業における環境負荷の低減や環境配慮型経営の実現に向けた企業内環境教育の推進
- ・地域の一員としての環境学習・教育への支援や環境保全活動への積極的な参画
- ・保有する環境改善技術を活用した国際的な企業間連携の推進による国際的な環境問題の解決
- ・CSR活動の推進や環境ビジネスへの積極的な取組による「環境と経済の好循環」の実現

【行政】

- ・ 幼児期・学齡期・成人期等、ライフステージに応じた体験型環境学習・教育の推進による環境保全・創造に向け積極的に行動する担い手の創出
- ・ 多様な自然・風土や人材・施設等、豊富な地域資源を活かした環境保全・創造の地域づくりの推進
- ・ 地域間交流の推進による都市・農村双方の環境課題の解決
- ・ 本県に立地する様々な環境専門機関や専門家の交流・連携の促進、研究成果の県政への反映、県民・企業への普及啓発
- ・ 本県が有する環境保全・創造に関する経験・技術を活かした国際環境協力の取組の推進
- ・ 企業のCSR活動の促進、環境ビジネスの活性化に向けた各種支援、産学官の連携による環境技術開発の拠点づくり等による「環境と経済の好循環」の実現
- ・ 環境の保全・創造と防災・減災の両方の視点に配慮した地域づくりの推進による地球温暖化に伴う自然災害の被害の抑制
- ・ 日本の縮図・兵庫からの先進的な環境保全・自然再生の取組の内外への積極的な発信

第5部 計画の効果的实施

1 計画の進捗状況の点検・評価方法

環境基本計画の効果的な実施を図るためには、進捗状況を点検・評価し、取組の持続的改善を図る仕組みが必要である。このため、計画(Plan)、実行(Do)、チェック(Check)、対策(Action)のサイクルであるPDCAサイクルに基づき、2で示すような分野ごとに策定する個別計画と連携した計画の実行(Do)、計画の進捗状況の点検・評価を「チェック(Check)」とするサイクルを確立し、進行管理を実施する。

進捗状況の点検・評価を行うため、環境の状況及び施策の実施状況を年度ごとに把握し、その結果をとりまとめ、県環境審議会に報告するとともに、意見、提言を求め、取組の持続的改善を図る。

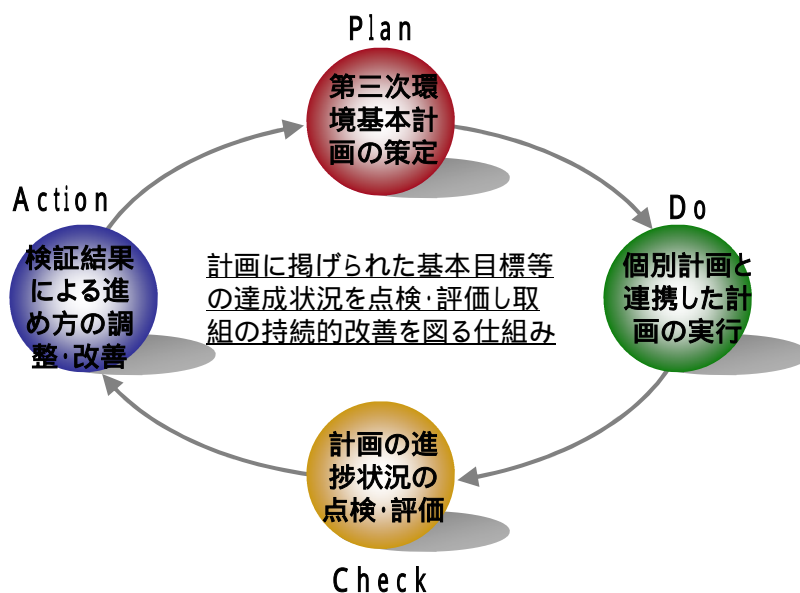


図5-1 計画の進捗状況の点検・評価（PDCAで動く計画）

2 計画の推進方法

(1) 環境基本計画と個別計画の考え方

環境基本計画は、「次世代に継承する環境適合型社会の実現」を基本的な目標として定め、環境施策の基本的な方向を示すものである。本計画の目標達成に向けた施策を確実に実施するため、第4部に掲げた環境施策の展開方向に沿って、分野ごとに数値目標等の明確な目標を掲げている個別計画を着実に推進するとともに、必要に応じて適宜改正を行う。

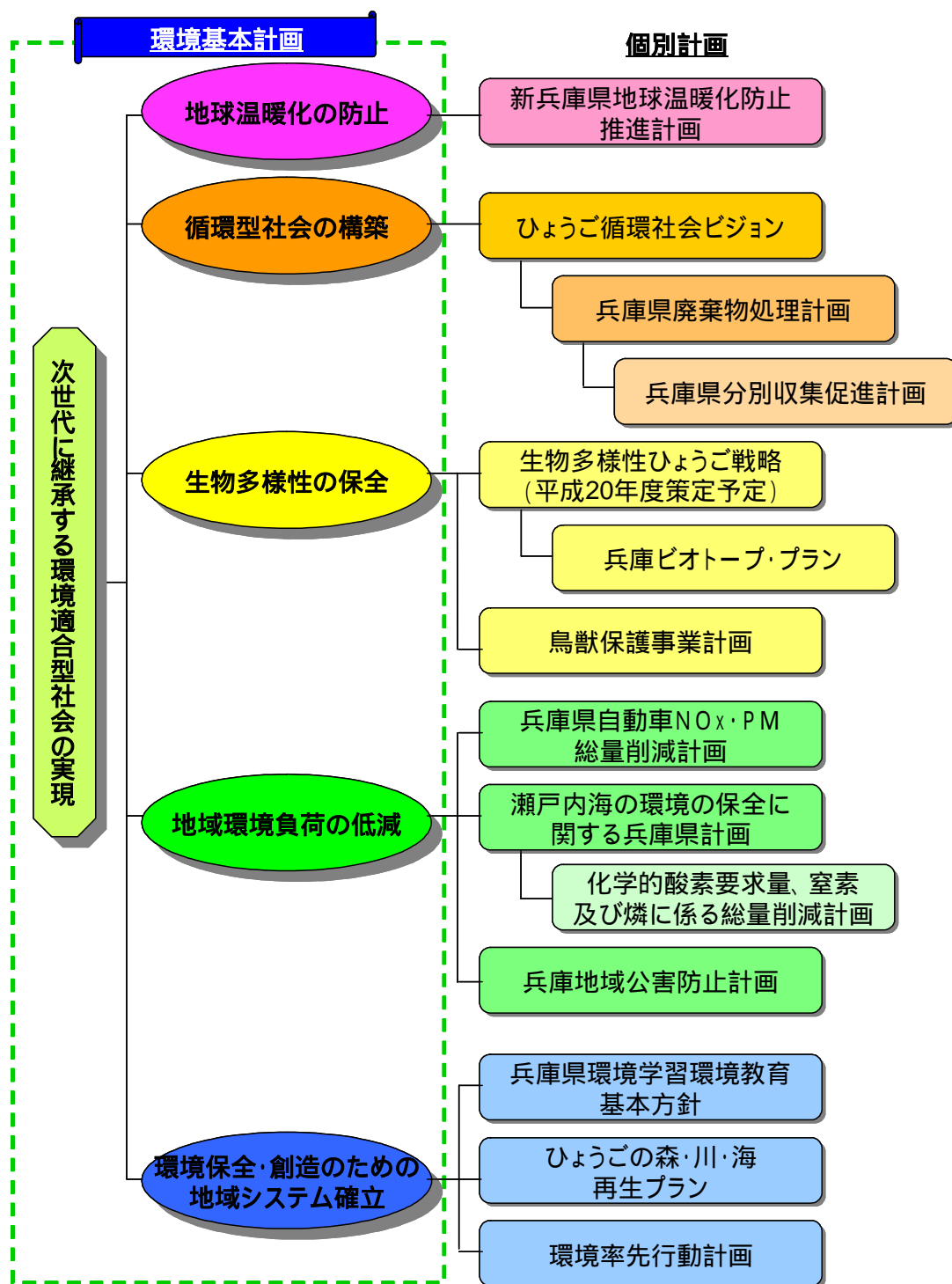


図5-2 環境基本計画と個別計画の位置づけ

表5-1 個別計画における数値目標

分野	名称	策定年月	目標年次	目標
地球温暖化の防止	新兵庫県地球温暖化防止推進計画	H18.7	2010年(H22)	<p>温室効果ガス総排出量を1990年度に比べて6%削減</p> <p>H19年に計画に基づき講じる施策を見直し、追加対策により、計画目標を上回る <u>11.7%</u>の削減に努めることとしている。</p>
循環型社会の構築	兵庫県廃棄物処理計画	H19.4	H27年度	<p>一般廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人1日当たり排出量の都道府県別全国ランクをベスト16(上位1/3)以内にする。 ・国の基本方針を上回る再生利用率にする。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・排出量 2,131千t ・1人1日当たりごみ排出量 923g ・再生利用率 25% ・最終処分量 287千t </div> <p>産業廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出量を平成15年度(2003年度)実績レベルに抑える。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・排出量 25,593千t ・再生利用率 43% ・最終処分量 938千t </div>
	兵庫県分別収集促進計画	H19.8	H24年度	<p>容器包装廃棄物10品目を分別収集する市町の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12%(H17年度)を60%以上とする。 <p>容器包装廃棄物の分別収集率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23.6%(H17年度)を42%以上とする。

分野	名称	策定年月	目標年次	目標
地域環境負荷の低減	兵庫県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画	H15.8	H22 年度	<p>二酸化窒素に係る大気環境基準の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車排出窒素酸化物の総量を 19,760t / 年(H9 年度)から 12,000t / 年に削減 <p>浮遊粒子状物質に係る大気環境基準の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車排出粒子状物質の総量を 2,531t / 年 (H9 年度) から 431t / 年に削減
	化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画	H19.6	H21 年度	<p>瀬戸内海に流入する汚濁負荷量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学的酸素要求量 (COD) 61t/日 (H16 年度) を 56 t / 日に削減 窒素含有量 61 t / 日 (H16 年度) を 59 t / 日に削減 りん含有量 3.3t / 日 (H16 年度) を 3.1 t / 日に削減
	兵庫地域公害防止計画	H20.3	H22 年度	<p>大気環境基準の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 等 <p>水質環境基準の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> 生物化学的酸素要求量 (BOD) 化学的酸素要求量 (COD) 全りん等 <p>騒音環境基準の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路沿道騒音 新幹線騒音 航空機騒音

分野	名称	策定年月	目標年次	目標
環境保全・創造のための地域システム確立	ひょうごの森・川・海再生プラン	H14.5	H23 年度	<p>県民の関わり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境活動団体数 550 団体 ・こどもエコクラブ 会員数 33,000 人 ・グリーンキャンペーン参加者数 100 万人 ・森林ボランティア数 10,000 人 <p>森</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間伐実施面積 87,500ha ・里山林の整備面積 7,400ha <p>川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各年度の河川改修に占める多自然型整備区間の割合 90% ・ため池、用排水路の多自然型整備の割合 70% ・環境基準達成率（BOD） 100% <p>海</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸環境整備延長（海岸における自然再生と親水護岸の整備） 20.2km ・藻場面積（藻場の保全・造成） 115ha ・港湾・漁港における緑地の整備面積 23.3ha ・放置プレジャーボートに対する港湾内の係留施設整備状況 100% ・環境基準達成状況（COD） 100%
	環境率先行動計画ステップ3	H17.3	H22 年度	<p>温暖化ガス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年度比で 5.4%以上削減 平成 22(2010)年度までに、平成 2 (1990)年度比で 10%以上削減 <p>廃棄物削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ排出量を、平成 15 年度比で 25%以上削減

環境基本計画における基本目標の達成に向けた取組の推進は、その関係が明確にされ、数値目標等が設定された個別の計画と一体としてとらえることができることから、すなわち個別の計画における数値目標等達成に向けた取組の推進を基本計画の推進と位置づけるものとする。

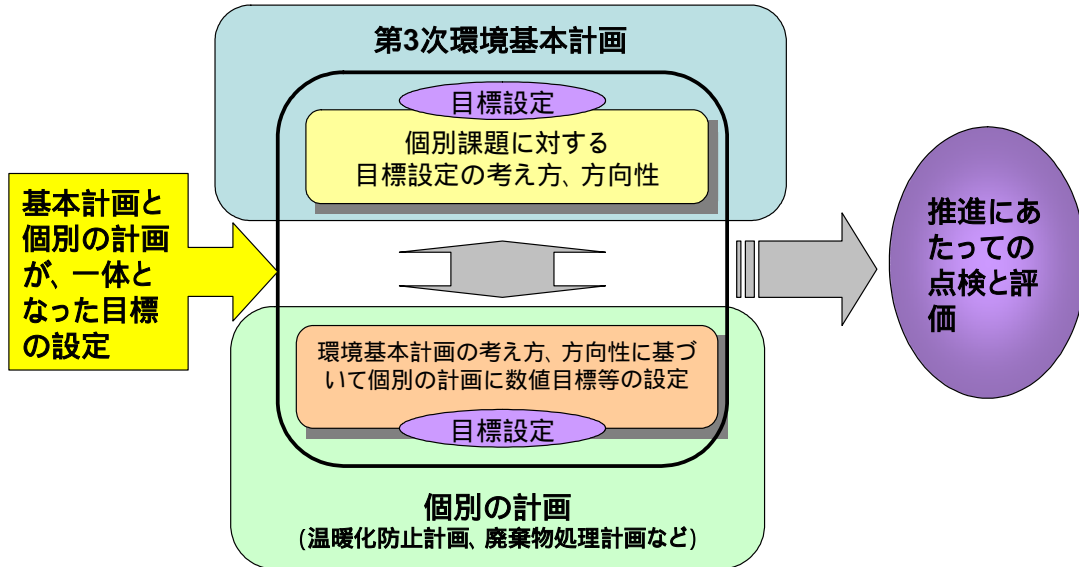


図5-3 計画推進における目標設定に対する考え方

(2) 計画の進行管理の流れ

環境担当部局が環境基本計画の進行管理を行うとともに、環境の状況と課題の整理、施策・事業の実施状況を把握し、環境基本計画の進捗について点検、評価を行い、その結果をとりまとめ、環境審議会に報告し、意見・提言を求める。

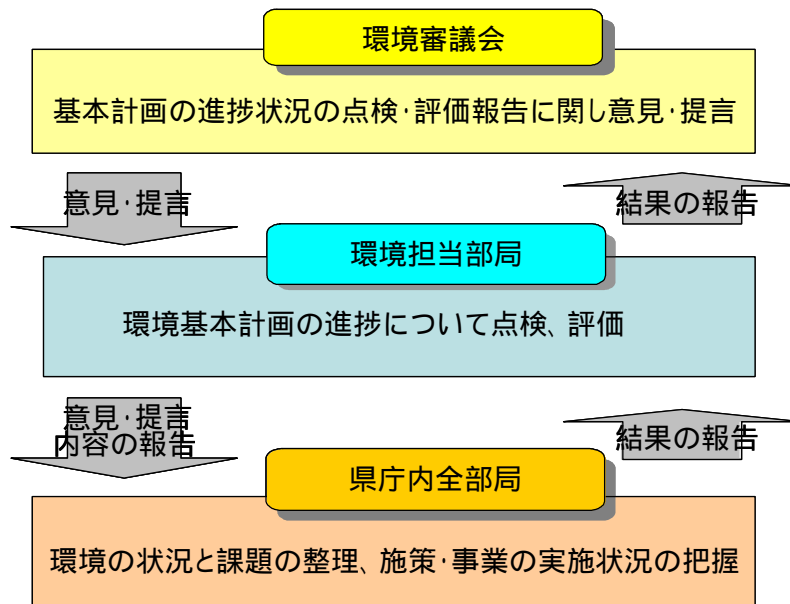


図5-4 計画の進行管理の流れ

参考資料 用語解説

	用語	解説
あ	アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(A P N)センター	アジア太平洋地域における地球環境に関する国際共同研究を推進するために設立された政府間ネットワークである A P N の事務局機能の強化を図るための拠点として設置された機関。
あ	アスベスト	石綿ともいう。天然に存在する繊維状の鉱物。軟らかく、耐熱・耐摩耗性に優れているため、断熱材、建築材、車のブレーキなど、広く利用されていた。しかし、肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、使用制限又は禁止の措置が講じられるようになった。
あ	尼崎 2 1 世紀の森構想	近代化に伴い自然環境が失われ、産業構造の変化により地域の活力が低下した尼崎臨海地域(国道43号線以南約1,000ヘクタール)において、人々の暮らしにゆとりと潤いをもたらす水と緑豊かな自然環境を創出し、自然と人が共生する環境共生型のまちづくりをめざして策定したもの。平成14年3月策定。
あ	淡路夢舞台	土砂採取場跡地に失われた自然を取り戻し、国際会議場やホテル、展望テラス、温室、野外劇場、レストラン、淡路島国営明石海峡公園など、多様な交流施設を備えた森の中の国際交流拠点として、国と兵庫県が連携して整備したもの。
い	一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物。主に家庭から出るごみや、事業所から出る紙ごみなどがある。
う	上山高原エコミュージアム	イヌワシなど貴重な野生生物が生息する新温泉町上山高原とその周辺地において、豊かな自然環境の保全や自然と共生した地域の暮らしを学び実践する「自然環境保全・利用のモデル拠点」づくりを進めるため、N P O 法人上山高原エコミュージアムを中心に、幅広い県民の参画と協働により、ススキ草原やブナ林復元等の自然保全活動、地域資源を生かした多彩な交流・実践プログラムを実施している。 エコミュージアム：地域全体を1つの博物館に見立て、そのなかの自然及び文化遺産などをそのまま保存・展示し、それらを生き物や自然の植生などとのふれあい、地域の自然や文化を学ぶことができる体験施設や地域活性化の場として活用しようという概念。

	用語	解説
え	エコファンド	環境への配慮の度合いが高く、かつ株価のパフォーマンスも高いと判断される企業の株式に重点的に投資する投資信託。
え	エコタウン	「ゼロ・エミッション構想」を地域の環境調和型経済社会形成のための基本構想として位置づけ、併せて、地域振興の基軸として推進することにより、既存の枠にとられない先進的な環境調和型まちづくりを推進することをめざし、経済産業省と環境省の連携事業として、平成9年度に創設された制度。それぞれの地域の特性に応じて、都道府県または政令指定都市がプランを作成し、国の承認を受けた場合、当該プランに基づいて実施されるリサイクル施設の設備事業などに国の総合的・多面的な支援が実施される。兵庫県は、既存の産業基盤等を活用した広域的な資源循環体制の構築を目指す「ひょうごエコタウン構想」を策定し、平成15年4月25日付けで経済産業省及び環境省から承認を受けた。(近畿では初、全国では18番目のプラン承認)
え	エコツーリズム	観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動をいう。(エコツーリズム推進法第2条第2項に規定)
お	温室効果ガス	「二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF6)の6種類のガス)をいう。(地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定)
か	カーボン・オフセット	日常生活や経済活動において避けることができないCO ₂ 等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについてその排出量を見積り、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

	用語	解説
か	環境大臣会合	日、米、英、仏、独、伊、加、露の8カ国の環境大臣と関係国及び国際機関が参加して、国際社会が直面する主要な環境問題などについて意見を交換し、「主要国首脳会議（サミット）」に環境面から貢献すること等を目的とする会議で、1992年からサミットに先立って開催されている。平成20年5月24日～26日には、19ヶ国・8国際機関が参加し、地球温暖化、生物多様性及び3Rをテーマに、本県神戸において開催され、温暖化対策の対話を継続する「神戸イニシアチブ」等が合意された。本県からは、地球環境問題の解決には地域での取組みが重要との認識のもと、温暖化対策、自然再生、環境学習・教育の取組みをアピールするとともに、日常生活を通じての行動を広く県民に呼びかけた。
か	環境基準	環境基本法に基づいて政府が定める環境保全行政上の目標であり、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準である。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準が定められている。
か	環境率先行動計画	環境基本計画の実効ある推進を図るため、具体的に取り組む目標を定めて、県の事務事業の実施に当たっての環境負荷の低減等の取組を計画的に推進するもの。自らが大規模な事業者かつ消費者である県は、環境適合型社会を形成するために事業者や消費者が果たすべき役割を率先して担うべく、平成10年度から「環境率先行動計画」（ステップ1、2）に基づき、環境負荷の低減に取り組んでいる。平成17年3月に策定したステップ3は、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、「環境率先行動計画」の集大成として取りまとめたものであり、環境マネジメントシステムを活用しつつ、温室効果ガス排出量の削減に関する長期目標の完全達成等に向け、事業実施に係る様々な面で環境負荷の低減に取り組むこととしている。
か	環境の保全と創造に関する条例	県民・事業者・行政など社会の構成員すべての参画と協働により、自然と共生し持続的発展が可能な環境適合型社会の形成をめざして、環境政策の基本理念や施策の方向を明らかにするとともに、新たな実効ある施策を盛り込んだ条例。平成7年7月制定。

	用語	解説
き	気候変動に関する政府間パネル（I P C C : Intergovernmental Panel on Climate Change）	人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織。
き	京都議定書	議定書とは、国際条約の部分的に強化するため、条約本体とは別に定められた取り決めをいう。京都議定書は、気候変動に関する国際連合枠組条約の実効性を確保するため、平成9年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書である。先進各国は2008年から2012年の第1約束期間における温室効果ガスの削減数値目標（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）を約束した。わが国は平成14年6月4日に受諾。
く	クリーン開発メカニズム（C D M）	Clean Development Mechanism。京都議定書による京都メカニズムの一種類。議定書の削減約束を達成するに当たって、先進国が、途上国において排出削減・植林事業を行い、その結果生じた削減量・吸収量を「認証された排出削減量（クレジット）」として事業に貢献した先進国等が獲得できる制度。途上国にとっては投資と技術移転がなされるメリットがある。
け	建築物環境性能評価書（CASBEE）	住宅・建築物の居住性（室内環境）の向上と地球環境への負荷の低減等を、総合的な環境性能として一体的に評価を行い、評価結果を分かりやすい指標として示したものの。
け	県立人と自然の博物館	1992年三田市に「人と自然の共生」をテーマに開館した自然史系博物館。100万点を超える収蔵資料をもち、「兵庫の自然誌」「地球・生命と大地」などの5つのテーマにわけて、常設展示している。また、ひとはくサロンでは、化石や鉱物の標本を手にとって触ることができる。
こ	光化学オキシダント	大気中の揮発性有機化合物や窒素酸化物が太陽の紫外線を吸収し、光化学反応で生成した酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物など植物へも影響を与える。なお、光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグという。

	用語	解説
こ	コージェネレーション	発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。火力発電など、従来の発電システムにおけるエネルギー利用効率は40%程度で、残りは排熱として失われていたが、コージェネレーションシステムでは理論上、最大80%の高効率利用が可能となる。北欧などを中心に、地域熱供給などで広く利用されている。日本では、これまで主に、紙パルプ、石油化学産業などの産業施設において導入されていたが、近年はオフィスビルや病院、ホテル、スポーツ施設などでも導入されつつある。二酸化炭素の排出削減策としても注目されている。
こ	コウノトリ野生復帰	昭和46年、国内最後の野生コウノトリが但馬の豊岡盆地から姿を消して以来、安全・安心な環境づくりに地域が一体となって取り組んできた。平成17年度には試験放鳥がスタートし、平成19年5月には国内で43年ぶり豊岡では48年ぶりとなる自然界でのヒナが誕生し、7月31日に元気に豊岡の空へ巣立ち、長年の野生復帰に向けた努力が実を結んだ。「コウノトリが暮らせる環境こそ、人間にとっても豊かな環境である」を合言葉に、地域に住む人たちが力をあわせて、コウノトリと共生できる環境づくりを進めている。
こ	神戸イニシアチブ	環境大臣会合のフォローアップのため、アウトリーチ国を含めた会合を開催するというもの。主要な検討事項は次の通り予定されている。低炭素社会に関する国際研究ネットワーク、セクター別の削減ポテンシャルの積み上げに関する科学的分析、コベネフィット・アプローチの促進、途上国のインベントリー・データ整備のための能力向上支援（測定・報告・検証可能性）。
こ	国際エメックスセンター	閉鎖性海域の国際的な環境保全活動の拠点として設立された機関。
さ	3R	「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce = ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse = 再使用）」「リサイクル（Recycle = 再資源化）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

	用語	解説
さ	参画と協働	自分たちの地域を住みやすくするため、ともに知恵やアイデアを出しあって、みんなのことはみんな決めて、力を合わせて、さまざまな地域づくりに取り組んでいくこと。兵庫県では、平成15年4月1日に「県民の参画と協働の推進に関する条例」を施行し、成熟社会にふさわしい、「参画と協働」による「美しい兵庫づくり」に取り組んでいる。条例では、「参画と協働」には、「県民と県民のパートナーシップ（地域社会の共同利益の実現への参画と協働）」と「県民と県行政のパートナーシップ（県行政の推進への参画と協働）」という2つの場面があり、これらの場面が相互に連携しながら展開することが重要であるとしている。
さ	産業公害	公害とは「環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずること」（環境基本法第16条第1項）であり、このうち事業活動に伴う被害を産業公害という。
さ	産業廃棄物	製造、建設などの事業活動に伴って生じた廃棄物。燃え殻、汚泥、廃プラスチック類等、政令で定められたもの。
し	ジオパーク	ジオパークとは、科学的に見て特別に重要で貴重な、あるいは美しい地質遺産を複数含む一種の自然公園である。地質遺産保全と地球科学普及に利用し、地質遺産を観光の対象とするジオツーリズムを通じて地域社会の活性化を目指しており、ユネスコの支援のもと、主に欧州と中国で推進されている。
し	自然生態系	地域に生息・生育する全ての生物とそれを取り囲む環境をまとめて、そこでの食物連鎖などに伴う様々な物質（炭素・窒素などの栄養物質など）やエネルギー（太陽エネルギーがもとになっている。）の流れによって複雑に結ばれた体系としてとらえたもの。

	用語	解説
し	自動車NO _x ・PM法	「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」のこと。自動車から排出される窒素酸化物と粒子状物質の総量を削減する所要の措置を講ずることなどにより、二酸化窒素と浮遊粒子状物質に係る環境基準の確保を図ることを目的とした法律。平成13年制定。
し	循環型社会形成推進基本計画	循環型社会形成推進基本法に基づき、平成15年3月に国が策定した計画で、循環型社会形成に向けた数値目標や国、国民、事業者等の取り組みについて定めている。
し	循環型社会形成推進基本法	「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成するための基本的枠組みを示す法律。平成12年6月制定。
し	順応的管理(アダプティブ・マネジメント)	野生動物の生息状況や被害の発生は、気象条件や植物の豊凶など予測が困難な要因に左右されるが、そのような予測不可能性に適切に対応するため、モニタリングにより進行状況を評価しながら、計画の修正を行うことを前提とした手法。適応的管理とも言う。
し	新兵庫県地球温暖化防止推進計画	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制のため、県民、事業者、行政の役割を明らかにするとともに、温室効果ガス削減のための施策を示すもの。平成12年7月策定。平成18年7月に改訂。
し	森林動物研究センター	兵庫県では、「人」と「野生動物」、「森林などの自然環境」の豊かな共存を目指し、科学的・計画的な野生動物の保護管理(ワイルドライフ・マネージメント)に取り組んでおり、このために必要な科学的知見と情報を提供する研究拠点として、2007年4月24日に丹波市青垣町において開所した施設。
す	水質汚濁防止法	昭和45年制定。公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、事業場からの排出水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれている。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されている。

	用語	解説
せ	生活排水99%大作戦	さわやかな県土をつくり、都市と農山漁村の交流に役立てることを目標に、海や川の水質改善、快適な生活環境の創造を目指し、平成13年度から平成16年度にかけて展開された施策。平成17年度からは、生活排水処理施設の整備が遅れている市町への支援と維持管理支援を行う「生活排水99%フォローアップ作戦」が展開されている。
せ	生物多様性	自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。遺伝子、種、生態系の3つのレベルでとらえられることが多い。
せ	生物多様性国家戦略	私たちが子孫の代になっても、生物多様性の恵みを受け取ることが出来るように、生物多様性条約に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる国の政策の目標と取組の方向を定めたもの。平成7年10月に「生物多様性国家戦略」を決定し、平成14年には全面的に見直し「新・生物多様性国家戦略」を決定した。同戦略では、概ね5年程度を目途に見直しを行うこととされており、国内外の状況の変化も踏まえて見直しを行い、平成19年11月に「第三次生物多様性国家戦略」を閣議決定した。
せ	世界閉鎖性海域環境保全会議（エメックス会議）	閉鎖性海域は、古来その風景の美しさと豊かな漁業資源を有していたが、汚染物質が溜まりやすい特性のため、その水質を保全・改善することが困難である。このため、保全・創造に関する世界の情報を交換しようと、世界閉鎖性海域環境保全会議（EMECS会議）が1990年に日本国・神戸で開催され、その後、世界各地で2～3年毎に開催され、科学者、政策立案者、産業界、市民等が集う国際会議として認知されるようになった。
せ	ゼロエミッション	あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システム。1994年に国連大学が提唱した考え方。狭義には、生産活動から出る廃棄物のうち最終処分（埋め立て処分）する量をゼロにすること。

	用語	解説
た	大気汚染防止法	昭和43年制定。工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的としたもの。
た	第6次総量削減計画	水質汚濁防止法第4条の3等の規定に基づき、化学的酸素要求量については瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項に規定する区域のうち兵庫県の区域について、窒素含有量及びりん含有量については水質汚濁防止法施行令別表第2第3号八に掲げる区域について、平成18年1月21日付け「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）」に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるもの。平成19年6月策定。
ち	地球温暖化	「人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象」をいう。（地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第1項）
ち	地球環境戦略研究機関（IGES）関西研究センター	持続可能な開発の実現に向けた革新的な政策手法の開発や、環境対策の戦略づくりのための政策的・実践的研究を行う国際的な研究機関であるIGESの関西における活動拠点として設立された機関。
ち	地球環境問題	人類の将来にとって大きな脅威となる、地球的規模あるいは地球的視野にたった環境問題。地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯林の減少、開発途上国の公害、酸性雨、砂漠化、生物多様性の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、の9つの問題が主に認識され、かつ取り組まれてきているが、厳密な定義がなされている訳ではない。
ち	中央分水界	分水界とは、異なる水系の境界線を指す地理用語であり、中央分水界とは、太平洋側と日本海側とを分かつ分水界をいう。

	用語	解説
と	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）	化学物質の管理や環境の保全に対する国民の関心の急速な高まりや、O E C D等の国際機関における検討の進展、海外における制度化の進展等を踏まえ、有害性が判明している化学物質について、人体等への悪影響との因果関係の判明していないものも含め、環境への排出量の把握に関する措置並びに化学物質の性状及び取り扱いに関する情報の提供に関する措置を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としている。平成11年制定。
と	都市・生活型公害	都市化の進展や生活様式の変化などによって発生する公害で、工場等が原因者となる従来型の産業公害とは異なる。自動車の排出ガスによる大気汚染や騒音、生活排水による河川等の水質汚濁、近隣騒音などが挙げられる。
と	土壤汚染対策法	平成14年制定。土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。土壤汚染状況調査の結果、基準に適合しない区域の土地は都道府県知事等により指定区域に指定・公示される。指定区域の土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認められる場合には、汚染原因者などに汚染の除去等の措置が命令されるなど定められている。
に	21世紀兵庫長期ビジョン	21世紀初頭の兵庫県のめざすべき社会像とその実現方向を明らかにするもので、全県的な視点から見た「全県ビジョン」と、歴史、風土、文化などを共有する広域的な圏域ごとに、地域住民が地域の将来像を描き、その実現に向けて主体的に取り組む指針である「地域ビジョン」からなる。平成13年2月策定。
ね	燃料電池	水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーにより電力を発生させる装置のこと。この反応により生じる物質は一酸化二水素、即ち水（水蒸気）だけであり、クリーンで、高い発電効率であるため、地球温暖化問題の解決策として期待されている。現在では、燃料電池自動車、家庭用の燃料電池開発など商品化に向けて各企業が努力をしている。

	用語	解説
は	パーフルオロオクタン酸 (P F O A)	有機フッ素化合物の一種で、界面活性剤、撥水剤、ワックス、コーティング剤等の製造に用いられている。PFOAは難分解生で、環境に残留する性質がある。近年、一部の有機フッ素化合物が環境水や野生生物、ヒトから検出されたとの報告がなされており、PFOAもその一つである。また有害性も指摘されたため、米国ではPFOAについて規制の検討を行っている。なお、日本では、PFOAは化学物質審査規制法の第二種監視化学物質に指定されている。
は	バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。太陽のエネルギーを使って、生物が合成したものであり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源。燃焼させても大気中の二酸化炭素 (CO2) を増加させない「カーボンニュートラル」という性質をもつ。
は	バイオ燃料	バイオ燃料とは、バイオマスからつくられた燃料のことで、バイオエタノールやバイオディーゼルなどがある。バイオエタノールは、サトウキビやてん菜などの糖質、米や麦などのでんぷん質、稲わらや木材などのセルロースが原料となる。また、バイオディーゼルは、菜種油、大豆油などの植物油や廃食油などが原料となる。
ひ	ヒートアイランド現象	都市化による地表面被覆の人工化 (建物やアスファルト舗装面などの増加) やエネルギー消費に伴う人工排熱 (建物空調や自動車の走行、工場の生産活動などに伴う排熱) の増加により、地表面の熱収支が変化して引き起こされる熱大気汚染であり、都市部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象をいう。
ひ	ひょうご環境創造協会	環境適合型社会の形成を目指して、県民の日常生活や事業者の事業活動を環境に配慮したものに改めるための促進事業等を行うことにより、環境の保全と創造に資することを目的とする団体。兵庫県の環境学習・教育施策の実施や、地域での実践活動を支援する主体として大きな役割を担っている。環境創造事業として、環境学習・教育の推進、地球温暖化防止、循環型社会形成のための活動推進を重点として取り組み、各種事業の展開に際しては、行政と県民、活動団体等をつなぐ中間支援組織としてその機能を強化し、地域環境力向上に向けリーダーシップを発揮している。

	用語	解説
ひ	兵庫県環境基本計画	環境適合型社会の実現に向け、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進するため、その目指す方向と長期的な目標を示すとともに、基本的な施策の方向を明らかにする計画。平成8年6月策定。平成14年5月に改定し「新兵庫県環境基本計画」を策定。
ひ	兵庫県地球温暖化防止活動推進センター	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき設置が定められた地球温暖化防止に向けた普及啓発のための組織。地球温暖化防止活動の促進を図ることを目的とする民法法人（財団法人・社団法人）又は特定非営利活動法人（NPO法人）を、都道府県に一つに限り、センターとして指定することができることされており、兵庫県は財団法人ひょうご環境創造協会を平成12年4月1日に指定している。
ひ	兵庫県廃棄物処理計画	一般廃棄物及び産業廃棄物の現状と課題を踏まえ、廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理に関する施策を盛り込み、本県における廃棄物行政の指針として策定したもの。平成14年3月策定。平成19年4月改定。
ひ	兵庫県ヒートアイランド対策推進計画	ヒートアイランド現象を緩和するため、県民、事業者、行政が一体となって取り組むために平成17年8月に策定した計画。
ひ	兵庫県分別収集促進計画	容器包装廃棄物のリサイクルを推進するため、県内全市町が策定した分別収集計画における分別収集量等を取りまとめるとともに県としての分別収集促進のための施策を示したもの。平成19年8月第5期計画策定。
ひ	ひょうごの森・川・海再生プラン	自然再生や健全な水循環の構築の観点から、森林、河川、沿岸域などの各分野における環境再生について、森～川～海の水系で一貫した施策推進を図るとともに、流域に暮らす人々の参画と協働のもと、「美しい兵庫」づくりを推進する施策。平成14年5月策定。
ふ	浮遊粒子状物質（SPM）	SPM = Suspended Particulate Matterの略。大気中の粒子状物質のうち、粒径10µm以下のものをいう。工場などの事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。

	用語	解説
へ	ベッコウトンボ	絶滅危惧 類(国レッドデータブック)。Aランク(県レッドデータブック)。宮城県以南の本州と四国、九州に分布していたが、現在は静岡、兵庫、山口と九州にわずかに生息しているにすぎない。未熟なときの体色と翅の模様が、べっこう色をしていることからこの名がつけられた。成虫は4~6月頃に見られる。幼虫は主に夜間、ヨシ、ガマなど一部が水上に出る挺水植物の茎や葉裏、水面から突き出た杭などに定位して羽化する。
よ	予防的な取組方法 (Precautionary Approach)	化学物質や遺伝子組換え等の新技術等に対して、人の健康や環境に重大かつ不可逆的な影響を及ぼす恐れがある場合、科学的に因果関係が十分証明されない状況でも、規制措置を可能にする制度や考え方を指す。1992年の地球サミットにおいて採択されたりオ宣言の第15原則で述べられた考え方。
B	B O D	「生物化学的酸素要求量」。BOD=Biochemical Oxygen Demandの略。河川の汚れの度合いを示す指標で、河川水中の汚濁物質が微生物によって分解されるときに必要となる酸素量を表したものの。数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示す。
C	C O D	「化学的酸素要求量」。COD=Chemical Oxygen Demandの略。海水や湖水の汚れの度合いを示す指標で、水中の汚濁物質を酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を表したものの。数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示す。
C	C S R	「企業の社会的責任」。CSR=Corporate Social Responsibilityの略。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー(利害関係者)全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方。
L	L R T	Light Rail Transitの略で、低床式車両(LRV)の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有する次世代の軌道系交通システムを指す。近年、道路交通を補完し、人と環境にやさしい公共交通として再評価されている。
P	P C B	「ポリ塩化ビフェニル」。PCB=Poly Chlorinated Biphenylの略。工業製品化されて以来、その安定性、耐熱性、絶縁性を利用して様々な用途に用いられてきたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすく、慢性毒性がある物質であることが明らかになり、製造及び輸入が原則禁止となっている。